がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針(抜粋)/千葉県がん診療連携協力病院選指定要綱 新旧対照表

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	VII 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手	VII 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手	第3 指定等	第3 指定等	
2	続等、指針の見直し及び施行期日について	続等、指針の見直し及び施行期 日について	1 知事は、千葉県内に所在する医療法(昭	1 知事は、千葉県内に所在する医療法(昭	
3			和23年法律第205号)第1条の5に	和23年法律第205号)第1条の5に	
4			規定する病院から、以下の要件をすべて	規定する病院から、以下の要件をすべて	
5			満たすものについて、協力病院として指	満たすものについて、協力病院として指	
6			定する。	定する。	
7			(1) 指定を受けようとする病院の開設者	(1) 指定を受けようとする病院の開設者	
8			(以下「開設者」という。)が、別途定	(以下「開設者」という。) が、別途定	
9			める「千葉県がん診療連携協力病院新		
10			規指定(指定更新)申請書」を知事に		
11			提出していること。	提出していること。	
12			(2)第4で定める指定要件のうち、「1 学		
13			会の認定施設等」の要件を満たしてい	会の認定施設等」の要件を満たしてい	
14			ること。	ること。	
15			なお、指定後は、1年以内に第4で	なお、指定後は、1年以内に第4で	
16			定める指定要件のうち、「2 千葉県が	定める指定要件のうち、「2 診療体制」	ᄡᄼᆓᆓᄱᇬᇎᄗᆀ
17			ん診療連携協議会における役割」から	から「6 医療に係る安全管理」までの	
18			「6 医療の質の改善の取組及び安全	すべての要件を満たし、この要綱の規	編に合わせて改止
19			<u>管理</u> 」までのすべての要件を満たし、	定を遵守すること。	
20			この要綱の規定を遵守すること。	ただし、災害等やむを得ない事由が	
21			ただし、災害等やむを得ない事由が ある場合は、上記期間を1年間延長す	ある場合は、上記期間を1年間延長することができること。また、再延長を	
22 23			のる場合は、上記期間を14円延長9 ることができること。また、再延長を	ることかできること。また、再延安を 妨げないこと。	
24			がいこと。 がげないこと。	<i>知けな</i> いこと。	
25			(3)「千葉県がん診療連携協力病院選定協	(3)「千葉県がん診療連携協力病院選定協	
26			議会」(以下「選定協議会」という。)	議会」の意見を踏まえ、千葉県が適当	
27			の意見を踏まえ、千葉県が適当と認め	と認めるもの	
28			るもの。		
29			2 0 • 2 °		
30			2 知事は、指定を行った場合、別途定め	2 知事は、指定を行った場合、別途定め	
31			る「千葉県がん診療連携協力病院指定通	る「千葉県がん診療連携協力病院指定通	
32			知書」により、開設者に対し、その旨を	知書」により、開設者に対し、その旨を	
33			通知する。	通知する。	
34				(別項目に移動)	
35			3 協力病院の指定 <u>有効</u> 期間は4年以内と	4 協力病院の指定期間は4年以内とす	整備指針の表記に
36			する。ただし、再指定を妨げない。	る。ただし、再指定を妨げない。	合わせて改正
37	3 指定の有効期間内における手続きについて	4 指定の有効期間内における手続きについて			
38	(1) 指定の有効期間において指定要件を満たすこと	(1) 指定の有効期間において指定要件を満たすこ			
39	のできない状況が発生した拠点病院等は、文書に	とのできない状況(地域拠 点病院(高度型)の			
40	て迅速に都道府県を通じてその旨について厚生労	指定要件を満たすことのできない状況を含む) が			
41	働大臣に届け出ること。地域がん診療病院におい	発生 したがん診療連携拠点病院(国立がん研究			
42	てグループ指定の組み合わせが変更される場合に	センターの中央病院および東病 院を除く)、特定			
43	おいても同様に厚生労働大臣に届け出ること。	領域拠点病院、地域がん診療病院は、文書にて迅			

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【I日】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1 2 3 4 5		速に都 道府県を通じてその旨について厚生労働 大臣に届け出ること。地域がん診 療病院におい てグループ指定の組み合わせが変更される場合 においても同様に厚生労働大臣に届け出ること。			
6 7 8 9 10	(2) 指定の有効期間において指定要件を満たすこと のできない状況が発生した国立がん研究センタ ーの中央病院及び東病院は、文書にて迅速にその 旨について厚生労働大臣に届け出ること。	(2) 指定の有効期間において指定要件を満たすことのできない状況が発生した国立がん研究センターの中央病院及び東病院は、文書にて迅速にその旨について厚生労働大臣に届け出ること。			
11 12 13 14 15	(3) 拠点病院等が移転する場合や、診療機能を分離する場合、他施設と統合する場合、名称が変更される場合は、文書にて迅速にその旨について厚生労働大臣に届け出ること。	(新設)			
16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	(移動) ③ 指定の取消し 医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告 等が認められる場合、指定の取消しを行うことが できる。	(移動) ② 指定の取り消し	4 知事は、以下のいずれかに該当する場合は、協力病院の指定を取り消すことができる。 (1) 開設者から申し出があったとき(2) 医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告等が認められるとき(3) 協力病院が第4で定める指定要件のうち、「1 学会の認定施設等」の要件を満たしていないことが確認されたとき	(移動) 3 知事は、協力病院が指定要件を満たさないと判断されるとき、又は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。	整備指針の改定に 伴い新設 整備指針を参考に 新設
27 28 29 30 31 32 33 34 35	(4) 指定の有効期間内において、拠点病院等が、指定要件を満たしていないこと等が確認された場合、厚生労働大臣は、指定の検討会の意見を踏まえ、当該拠点病院等に対し、以下の対応を行うことができる。その際、当該拠点病院等は、都道府県を通じて意見書を提出することができる。	(3) 指定の有効期間内において、がん診療連携拠点病院、特定領域拠点、地域がん診療病院(以下「拠点病院等」という。)が、指定要件を満たしていないことが確認された場合、厚生労働大臣は、指定の検討会の意見を踏まえ、当該拠点病院等に対し、以下の対応を行うことができる。その際、当該拠点病院等は、都道府県を通じて意見書を提出することができる。 (①は項目内で、②は別項目に移動)	<u>下の対応を行うことができる。</u>		整備指針を参考に新設
36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	① 指定類型の見直し 指定要件を満たしていないことが確認された場合、1年の期間を定めて拠点病院等(特例型)の指定を行うことができる。その期間起算日は、指定の検討会において決定する。	③地域拠点病院における指定類型の見直し	(1)指定有効期間中に協力病院が第4 で定める指定要件のうち、「2 千葉 県がん診療連携協議会における役 割」から「6 医療の質の改善の取組 及び安全管理」まで(以下「1 学会 の認定施設等以外の要件」という。) のいずれかを満たしていないことが 確認された場合、1年の期間を定め て指定を行うことができる。		

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	② 勧告	① 勧告			1年指定が要件未
2	指定要件を満たしておらず、かつ、当該医療				充足・災害等に加
3	機関に速やかに改善を求めることが妥当であ				えて勧告も含める
4	る場合、1年未満の期間を定めて勧告を行うこ				と複雑になるため
5	とができる。その期間起算日は、指定の検討会				引き続き規定しな
6	において決定する。なお、指定の検討会の意見				V)
7	を踏まえ、①と②は、重ねて行うことができる。				
8	(③は別項目に移動)	(∜*/*=⊓.\			まなけまとうしゃくしょく
9	(5) 拠点病院等(特例型)の指定を受けた拠点病院	(新設)	(2) 上記 (1) により 1 年間の指定を		整備指針に合わせ
10	等が、1年以内に全ての指定要件を充足することができなか。また場合、原生労働士氏は、共享の冷		受けた協力病院が、1年以内に「1		て新設
11	ができなかった場合、厚生労働大臣は、指定の検 討会の意見を踏まえ、当該拠点病院等(特例型)		学会の認定施設等以外の要件」を全ております。		※但し書き:指定 要綱第3 1(2)
12 13			て充足することができなかった場合、当該協力病院に対し、指定の更		安榊男3 1(2) 但し書きとの整合
13	の際、当該拠点病院等(特例型)は、都道府県を		<u>ロ、ヨ欧師が別院に対し、相定の</u> 新を行わないことができる。ただし、		但し音さとが発日
15	通じて意見書を提出することができる。		災害等やむを得ない事由がある場合		
16			は、上記期間を1年間延長すること		
17			ができる。また、再延長を妨げない。		
18			<u> </u>		
19	(6) 勧告を受けた拠点病院等が、勧告時に定められ	(新設)			勧告は規定しない
20	た期間内に、勧告の原因となった指定要件を含む				
21	全ての要件を充足することができなかった場合、				
22	厚生労働大臣は、指定の検討会の意見を踏まえ、				
23	当該拠点病院等に対し、指定の取消しを行うこと				
24	ができる。その際、当該拠点病院等は、都道府県				
25	を通じて意見書を提出することができる。				
26			6 協力病院がその指定期間の満了前に		
27			「がん診療連携拠点病院等の整備に関す		
28			る指針」(令和4年8月1日健発0801	る指針」(平成30年7月31日健発07	
29			第16号厚生労働省健康局長通知の別	31第1号厚生労働省健康局長通知の別	伴うもの
30			添)で規定する <mark>拠点病院等</mark> の指定を受け	添)Iで規定するがん診療連携拠点病院	
31			たときは、その指定日をもって協力病院の作字は、対力な作るものした。	及び地域がん診療病院の指定を受けたと	
32			の指定は、効力を失うものとする。	きは、その指定日をもって協力病院の指	
33 34			7 協力病院は、別途定める「現況報告書」	定は、効力を失うものとする。 6 協力病院は、別途定める「現況報告書」	
35			を、毎年1回、指定する期日までに知事	を、毎年1回、指定する期日までに知事	
36			に提出すること。	で、毎年1回、相定する効けよくに加事	
37			なお、その現況報告書の情報は、千葉		
38			県ホームページに掲載する。	県ホームページに掲載する。	
39			711.	71	
40	VI 地域がん診療病院の指定要件について	VII 地域がん診療病院の指定要件について	第4 指定要件	第4 指定要件	
41			1 学会の認定施設等	1 学会の認定施設等	
42			診療機能の評価として、以下の(1)か	診療機能の評価として、以下の(1)か	
43			ら(5)の条件を1つ以上満たすこと。	ら(5)の条件を1つ以上満たすこと。	
44			なお、学会の認定施設等の基準を満た	なお、学会の認定施設等の基準を満た	
45			さなくなった場合は、速やかに報告する	さなくなった場合は、速やかに報告する	

1		拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
			こと。	こと。	
2			(1) 肺がんについては、日本呼吸器学会	(1) 肺がんについては、日本呼吸器学会	
3			専門医制度規則若しくは呼吸器内科領	専門医制度規則で認定された施設及び	学会の施設認定制
4			域専門研修制度呼吸器外科専門医合同	呼吸器外科専門医合同委員会呼吸器外	度の変更に伴うも
5				科専門医制度規則で認定された施設で	0
6			くは呼吸器外科領域専門医制度規則で	あり、かつ自施設又は連携するがん診	
7			認定された施設であり、かつ自施設又	療連携拠点病院等において放射線治療	
8			は連携するがん診療連携拠点病院等に	を提供できる体制を整備すること。	
9			おいて放射線治療を提供できる体制を		
10			整備すること。		
11			(2) 胃がんについては、 <u>日本胃癌学会施</u>	(2) 胃がん及び大腸がんについては、日	学会の施設認定制
12			設認定施行細則で認定された施設であ	本消化器外科学会専門医制度規則指定	
13			ること。なお、令和9年3月31日ま	修練施設認定施行細則で認定された施	及り及文(CF) 0 の
14			では日本消化器外科学会専門医制度規	設であること。	V)
15			則指定修練施設認定施行細則で認定さ	以 (a) a C C o	
16			れた施設も可とする。		
17			(3) 大腸がんについては、日本消化器外科		
			学会専門医制度規則指定修練施設認定		
18					
19			施行細則で認定された施設であること。	(9) 叮ぶ)については、日十叮喋兴人叮	動性性別の「払ぶ
20			(4)肝・胆・膵がんについては、日本肝臓	(3) 肝がんについては、日本肝臓学会肝	
21			学会肝臓専門医制度規則で認定された		_
22			施設又は日本肝胆膵外科学会高度技能	は日本肝胆膵外科学会高度技能専門医	義変更に伴うもの
23			専門医制度規則の修練施設であること。	制度規則の修練施設であること。	
24			(5)乳がんについては、日本乳癌学会専	(4) 乳がんについては、日本乳癌学会専	
25			門医制度規則施設認定施行細則で認定	門医制度規則施設認定施行細則で認定	
26			された施設であり、かつ自施設又は連	された施設であり、かつ自施設又は連	
27			携するがん診療連携拠点病院等におい	携するがん診療連携拠点病院等におい	
28			て放射線治療を提供できる体制を整備	て放射線治療を提供できる体制を整備	
29			すること。	すること。	
30			(<u>6</u>) 子宮がんについては、日本婦人科腫	(5) 子宮がんについては、日本婦人科腫	
31			瘍学会専門医制度規則指定修練施設認 	瘍学会専門医制度規則指定修練施設認	
32			定施行細則の指定修練施設であり、か	定施行細則の指定修練施設であり、か	
33			つ自施設又は連携するがん診療連携拠	つ自施設又は連携するがん診療連携拠	
34			点病院等において放射線治療を提供で	点病院等において放射線治療を提供で	
35			きる体制を整備すること。	きる体制を整備すること。	
36			(7)前立腺がんについては、日本泌尿器		整備指針の「我が
37			科学会認定専門医および日本専門医機		国多いがん」の定
38			構認定泌尿器科専門医に関する施行細	(新設)	義変更に伴うもの
39			則で認定された施設であること。		
40					
41 1	都道府県協議会における役割	(新設)	2 千葉県がん診療連携協議会における役割		整備指針に合わせ
42	各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府		千葉県がん診療連携協議会の運営に主		て新設
43	県協議会を設置し、その運営に主体的に参画するこ		<u>体的に参画すること。その際、各がん医</u>		
44	と。その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を		療圏におけるがん医療の質を向上させる	(新設)	
45	向上させるため、当該がん医療圏を代表して都道府		ため、当該がん医療圏のがん診療連携拠		

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	県協議会の運営にあたるとともに、都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。 2 診療体制 (1) 診療機能 ① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供 ア 我が国に多いがんを中心として、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携して集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。	1 診療体制 (1) 診療機能 ① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供 ア 我が国に多いがんを中心として、集学的治療等を 提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん 患者の状態に応じた適切な治療を提供できないがん については、グループ指定を受けるがん診療連携拠 点病院との連携と役割分担により対応できる体制 を整備すること。	点病院等に協力して同協議会の運営にあたるとともに、同協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。 3 診療体制 (1) 診療機能 ① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供 ア 我が国に多いがん(肺がん、肝・胆・膵がん、大腸がん、肝・胆・膵がん、乳がん及び前立腺がんを呼う。)及び子宮がんの中から千葉についたがん」という。)についるがんの中から手に大がん」という。)については、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療(以下「集学的治療・リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療・リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療・リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療・リンビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療・リンドラ・)を提供するととに、本学会の診療ガイドラインに連ずる標準的治療・は、場合の治療を提供であること。方には、特定領域がんき療を提供でいては、特定には、特定の都域がんき療・手葉県内の都域がんき療・連携拠点病院及び地域がんき療・連携拠点病院及び地域がんき療・連携拠点病院及び地域がんき療・連携拠点病院という。)との連携により対応できる体制を整備すること。	① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供 ア 我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。)及び子宮がんの中から、子葉県から指定を受けたがん」という。)について、集学的治療等を提供するともに、応じたがん患者の状態に応応に応いた。ただし、集学的治療や標準的治療を提供すること。ただし、集学的治療や標準的治療を提供すること。ただし、集学的治療や標準的治療を提供すること。ただし、集学的治療や標準的治療を提供すること。ただし、集学的治療を提供すること。ただし、事がん治療を提供する。ただし、集学的治療を提供すること。ただし、生質がんたのが、手葉県内の都道府県がん診療連携拠点病院、特定域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院(以下、「がん	国多いがん」の定 義変更に伴うもの 整備指針に合わせ
35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	イ 確実な連携体制を確保するため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。 (削除)	イ 確実な連携体制を確保するため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。 ウ 集学的治療及び標準的治療等の質の評価のため、必要な情報を、国に届け出ること。 エ 集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを診断時から外来及び病棟にて行うこと。また、院内で一貫したスクリーニング手法を活用すること。また、必要に応じてがん患者カウンセリングを活用する等、安心して医			グループ指定の制度がないため、引き続き求めない

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1		療を受けられる体制を整備すること。			
2		i (1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームと連携し、			
$\begin{bmatrix} 3 \\ \cdot \end{bmatrix}$		スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするが			
4		ん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整			
5		備すること。			#/# [60] 07 60
		オ 医師からの診断結果や病状の説明時には、以下の	イ医師からの診断結果、病状の説	イ 医師からの診断結果や病状の説	
	決定時には、以下の体制を整備すること。	体制を整備すること。	明時や治療方針の決定時には、以	明時には、初期治療内容に限らず、	伴りもの
8 i	患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心	i 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本と	下の体制を整備すること。	長期的視野に立った治療プロセス	
	理師等が同席すること。	すること。ただし、患者とその家族等の希望に応じ	i <u>患者とその家族の希望を踏</u>	全体に関する十分なインフォーム	
10		て同席者を調整すること。	まえ、看護師や公認心理師等	ドコンセントの取得に努めるこ	
11	シングロール・コント 人仕に用して、中ヤート・コントヤー・カ	· 学品叶// 拓州/// 安山/// 安山///	が同席すること。	خ ، (خ ن ات=۱۱۱)	
		ii 説明時には、初期治療内容に限らず、長期的視野	ii 治療プロセス全体に関して、	(新設)	
	がら方針を決定すること。	に立った治療プロセス全体に関する十分なインフ	患者とともに考えながら方針		
14	・ 無洗がよし、一定料の込むが開せ、より思わせ	ォームドコンセントの取得に努めること。	を決定すること。	/ ヴァニロハ	
	i 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢		iii 標準治療として複数の診療	(新設)	
	がある場合に、その知見のある診療科の受診ができ		科が関与する選択肢がある場合に、自体記されば地域で		
	る体制を確保すること。		合に、自施設または他病院の、 その知見のある診療科を受診		
18					
19			できる体制を確保すること。		
20 21 エ	- 診療機能確保のための支援等に関し、グループ指	カ 地域がん診療病院の診療機能確保のための支援			グループ指定の制
	- 診療機能確保のための支援等に関し、クルーク指 定を受けるがん診療連携拠点病院との人材交流計	等に関するがん診療連携拠点病院との人材交流計			度がないため、引
	画を策定・実行すること。特に、集学的治療等を提	画を提出し、その計画に基づいた人材交流を行うこ			き続き求めない。
	供することが困難な場合における専門的な知識及	画を提出し、その計画に塞りいた人物交流を打りこと。			一つがたったながない。
	び技能を有する医師等の定期的な派遣の依頼、専門	C o			
	外来の設置等に努めること。				
27	(削除)	キ 標準的治療等の均てん化のため、グループ指定を	(削除)	ウ 標準的治療等の均てん化のた	整備指針の改定に
28	(11)///	受けるがん診療連携拠点病院と連携することによ	(11)21)	め、指定を受けたがんについてク	
29		り、対応可能ながんについてクリティカルパスを整		リティカルパス(検査及び治療等	11 2 0 2
30		備し活用状況を把握すること。		を含めた詳細な診療計画表をい	
31		MIL O LIDATA MORE STEET A G C C O		う。)を整備し活用状況を把握する	
32				ر المرابع الم	
	ト がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を	ク がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を	ウ 指定を受けたがんについて、が	エ 指定を受けたがんについて、が	整備指針の改定に
	提供できるよう以下のカンファレンスをそれぞれ	提供できるよう、キャンサーボードを設置し、定期	ん患者の病態に応じたより適切な	ん患者の病態に応じたより適切な	
	必要に応じて定期的に開催すること。特に、ivのカ	的に開催すること。なお、構成員については、必要	がん医療を提供できるよう <mark>以下の</mark>	がん医療を提供できるよう、キャ	
	ンファレンスを定期的に開催すること。また、検討	に応じてグループ指定を受けるがん診療連携拠点	カンファレンスをそれぞれ必要に	ンサーボード(手術、放射線診断、	
37	した内容については、診療録に記録の上、関係者間	病院との連携により確保すること。なお、キャンサ	<u>応じて</u> 定期的に開催すること。 <u>ま</u>	放射線治療、薬物療法、病理診断	カンファレンス))
38	で共有すること。	ーボードを開催するに当たっては以下の点に留意	た、検討した内容については、診	及び緩和ケアに携わる専門的な知	
39		すること。	療録に記録の上、関係者間で共有	識及び技能を有する医師その他の	
40		(移動)	<u>すること。</u>	専門を異にする医師等によるがん	
41		iii キャンサーボードで検討した内容については、記		患者の症状、状態及び治療方針等	
42		録の上、関係者間で共有すること。		を意見交換・共有・検討・確認等	
43 i	個別もしくは少数の診療科の医師を主体とした	i キャンサーボードには治療法となり得る診療科	i 個別もしくは少数の診療	するためのカンファレンスをい	
44	日常的なカンファレンス	(手術療法、薬物療法、放射線療法等)の複数診療	科の医師を主体とした日常	う。以下同じ。)を設置し、定期的	合わせて新設
45		科の担当医師が参加すること。また、緩和ケア担当	的なカンファレンス	に開催すること。なお、キャンサ	
	日常的なカンファレンス				合わせて

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1		医師や病理医についても参加することが望ましい。		ーボードには治療法となり得る診	
2	ii 個別もしくは少数の診療科の医師に加え、看護	ii エに規定するスクリーニングを行った上で、歯科	ii 個別もしくは少数の診療	療科(手術療法、薬物療法等)の	整備指針に合わせ
3	師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチ	医師や薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、	科の医師に加え、看護師、	複数診療科の担当医師が参加する	て新設
4	ームを代表する者などを加えた、症例への対応方針	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士	薬剤師、必要に応じて公認	こと。また、緩和ケア担当医師や	
5	を検討するカンファレンス	等の専門的多職種の参加を必要に応じて求めるこ	心理師や緩和ケアチームを	病理医についても参加することが	
6		と。	代表する者などを加えた、	望ましい。	
7		(iiiは項目内で移動)	症例への対応方針を検討す		
8			<u>るカンファレンス</u>		
9	iii 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理		iii 手術、放射線診断、放射線	(新設)	整備指針に合わせ
10	診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技		治療、薬物療法、病理診断		て新設
11	能を有する医師とその他の専門を異にする医師等		及び緩和ケア等に携わる専		
12	による、骨転移・原発不明がん・希少がんなどに関		門的な知識及び技能を有す		
13	して臓器横断的にがん患者の診断及び治療方針等		る医師とその他の専門を異		
14	を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンフ		にする医師等による、骨転		
15	アレンス		移などに関して臓器横断的		
16			にがん患者の診断及び治療		
17			方針等を意見交換・共有・		
18			検討・確認等するためのカ		
19			ンファレンス		
20	iv 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具	(新設)	iv 臨床倫理的、社会的な問題	(新設)	整備指針に合わせ
21	体的な事例に則した患者支援の充実や多職種間の		を解決するための、具体的		て新設
22	連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカ		な事例に則した患者支援の		
23	ンファレンス		充実や多職種間の連携強化	(オ、カは別項目に移動)	
24			を目的とした院内全体の多		
25			職種によるカンファレンス		
26					
27		ケ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サ	エ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケ	(新設)	整備指針に合わせ
28	ポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チーム	ポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チーム	アチーム、栄養サポートチーム、		て新設
29	へ、医師だけではなく、看護師や薬剤師等、他の診	へ適切に依頼ができる体制を整備すること。	<u>感染防止対策チーム等の専門チー</u>		
30	療従事者からも介入依頼ができる体制を整備する	(コ、サ、シは別項目に移動)	ムへ、医師だけではなく、看護師		
31	こと。		や薬剤師等、他の診療従事者から		
32			も介入依頼ができる体制を整備す		
33			<u>ること。</u>		
34					
35			オ保険適用外の免疫療法等につい	キ 保険適応外の免疫療法を提供す	
36	療、臨床研究法で定める特定臨床研究または再生医	して治験、先進医療も含めた臨床研究の枠組みで行	て、治験、先進医療、臨床研究法	る場合は、原則として治験、先進	伴うもの
37	療等の安全性の確保等に関する法律に基づき提供	うこと。	で定める特定臨床研究または再生	医療も含めた臨床研究の枠組みで	
38	される再生医療等の枠組み以外の形では、実施・推		医療等の安全性の確保等に関する	行うこと。	
39	奨していないこと。		法律に基づき提供される再生医療		
40			等の枠組み以外の形では、実施・		
41			推奨していないこと。		
42					
43	② 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特	② 手術療法の提供体制	② 手術療法の提供体制	② 手術療法の提供体制	現状の方が分かり
44	記事項				やすいため、改正
45	集学的治療等を適切に提供できる体制を整備す				しない

行		拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】		備考
1 2	る上で、適宜グループ指定を受けるがん診療連携拠 点病院との連携により特に以下に対応すること。	JOHN JOSE MAJAPI (MASSA)			グループ指定の制 度がないため求め
3 4	ア 我が国に多いがんに対する手術のうち、提供が困		<u>ア</u> 指定を受けたがんに対する手術	(新設)	ない 整備指針に合わせ
5 6 7 8	難であるものについてはグループ指定を受けるが ん診療連携拠点病院との連携により提供できる体 制を整備すること。	難であるものについてはグループ指定を受けるが ん診療連携拠点病院との連携により提供できる体 制を整備すること。	<u>のうち、提供が困難であるものに</u> ついてはがん診療連携拠点病院等 <u>との連携により提供できる体制を</u> 整備すること。		て新設
9 10 11 12	イ グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と 連携することにより術中迅速病理診断を提供でき る体制を整備すること。なお、当該体制は遠隔病理 診断でも可とする。	イ グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と 連携することにより術中迅速病理診断を提供でき る体制を整備すること。なお、当該体制は遠隔病理 診断でも可とする。	イ がん診療連携拠点病院等と連携 することにより術中迅速病理診断 を提供できる体制を整備するこ と。なお、当該体制は遠隔病理診	がん診療連携拠点病院等と連携することにより術中迅速病理診断を提供できる体制を整備すること。なお、 当該体制は遠隔病理診断でも可とす	
13 14 15	ウ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。その際、厚生労	(新設)	断でも可とする。 <u>ウ</u> <u>術後管理体制の一環として、手</u> <u>術部位感染に関するサーベイラン</u>	る。 (新設)	整備指針に合わせて新設
16 17 18 19	働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録していることが望ましい。		スを実施すること。その際、厚生 労働省院内感染対策サーベイラン ス事業 (JANIS) へ登録して いることが望ましい。		
20 21 22 23 24	エ 設備や人材配置の点から放射線治療の提供が困難である場合には、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより放射線治療を提供できる体制を整備すること。	③ 放射線治療の提供体制 設備や人材配置の点から放射線治療の提供が困 難である場合には、グループ指定を受けるがん診療 連携拠点病院と連携することにより放射線治療を 提供できる体制を整備すること。	③ 放射線治療の提供体制 指定を受けたがんについて、がん 診療連携拠点病院等と連携すること により放射線治療を提供できる体制 を整備すること。	(新設)	整備指針に合わせて新設
25 26 27 28 29	オ 関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者 機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質 管理を行うこと。	(新設)			自施設で放射線治療を行う協力病院が少ないことから求めない。
30 31 32 33 34	カ 外来化学療法を実施しているがん患者が急変時等の緊急時に入院できる体制を確保すること。	④ 薬物療法の提供体制 ア(3)の①のイに規定する外来化学療法室において 薬物療法を提供する当該がん患者が急変時等の緊 急時に入院できる体制を確保すること。	④ 薬物療法の提供体制 <u>ア</u> 外来化学療法室において薬物療 法を提供する当該がん患者が急変 時等の緊急時に入院できる体制を 確保すること。	③ 薬物療法の提供体制 外来化学療法室において薬物療法 を提供する当該がん患者が急変時等 の緊急時に入院できる体制を確保す ること。	
35 36 37	キ 免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する等して対応すること。	(新設)	イ 免疫関連有害事象を含む有害事 象に対して、他診療科や他病院と 連携する等して対応すること。	(新設)	整備指針に合わせて新設
38 39 40 41 42 43 44 45	ク グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、薬物療法のレジメンを審査するとともに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備すること。	イ グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と の連携により、薬物療法のレジメンを審査するとと もに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備す ること。	ウ 指定を受けたがんについて、薬物療法のレジメン(薬物療法における薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画をいう。)を審査するとともに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備すること。	また、指定を受けたがんについて、 薬物療法のレジメン(<u>治療内容をい</u> う。)を審査するとともに、標準的な 薬物療法を提供できる体制を整備す ること。	整備指針の定義変 更に伴うもの

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	③ 緩和ケア提供体制	⑤ 緩和ケアの提供体制	⑤ 緩和ケアの提供体制	④ 緩和ケアの提供体制	
2	Ⅱの2の(1)の③に定める要件を満たすこと。	Ⅱの1の(1)の⑤に定める要件を満たすこと。			
3	<上記規定>	<上記規定>			
4	③ 緩和ケアの提供体制	⑤ 緩和ケアの提供体制			
5	ア がん診療に携わる全ての診療従事者に	ア(2)の①のオに規定する医師及び(2)	ア がん診療に携わる全ての診療従	(新設)	整備指針に合わせ
6	より、全てのがん患者に対し入院、外来を	の②のウに規定する看護師等を構成員と	事者により、全てのがん患者に対		て新設
7	問わず日常診療の定期的な確認項目に組	する緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケ	し入院、外来を問わず日常診療の		
8	み込むなど頻回に苦痛の把握に努め、必要	アチームを組織上明確に位置付けるとと	定期的な確認項目に組み込むなど		
9	な緩和ケアの提供を行うこと。	もに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提	頻回に苦痛の把握に努め、必要な		
10		供すること。	緩和ケアの提供を行うこと。		
11				(dor-B)	
12	イ がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦	イ 緩和ケアががんと診断された時から提	イ がん患者の身体的苦痛や精神	(新設)	整備指針に合わせ
13	痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対	供されるよう、がん診療に携わる全ての診	心理的苦痛、社会的な問題等の把		て新設
14	する適切な対応を、診断時から一貫して経	療従事者により、緩和ケアが提供される体	握及びそれらに対する適切な対応		
15	時的に行っていること。また、診断や治療	制を整備すること。	を、診断時から一貫して経時的に		
16	方針の変更時には、ライフステージ、就		行っていること。また、診断や治		
17	学・就労、経済状況、家族との関係性等、 がん患者とその家族にとって重要な問題		療方針の変更時には、ライフステ		
18 19	について、患者の希望を踏まえて配慮や支		<u>ージ、就学・就労、経済状況、家</u> 族との関係性等、がん患者とその		
$\begin{vmatrix} 19 \\ 20 \end{vmatrix}$	接ができるよう努めること。		家族にとって重要な問題につい		
$\frac{20}{21}$	仮がくさるより分めること。		で、患者の希望を踏まえて配慮や T		
22			支援ができるよう努めること。		
23	ウ ア、イを実施するため、がん診療に携わ	ウ 緩和ケアががんと診断された時から提	ウ ア、イを実施するため、がん診	ア 緩和ケアチームを整備し、当該	整備指針の改定に
24	る全ての診療従事者の対応能力を向上さ	供されるよう、アに規定する緩和ケアチー	療に携わる全ての診療従事者の対	緩和ケアチームを組織上明確に位	
25	せることが必要であり、これを支援するた	ムにより、以下の緩和ケアが提供される体	応能力を向上させることが必要で	置付けるとともに、がん患者に対	' ' '
26	めに組織上明確に位置付けられた緩和ケ	制を整備すること。	あり、これを支援するために組織	し適切な緩和ケアを提供するこ	
27	アチームにより、以下を提供するよう体制		上明確に位置付けられた緩和ケア	٤.	
28	を整備すること。		チームにより、以下を提供するよ	イ 緩和ケアががんと診断された時	
29			う体制を整備すること。	から提供されるよう、緩和ケアチ	
30				ームにより、以下の緩和ケアが提	
31				供される体制を整備すること。	
32	i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレ	i 週1回以上の頻度で、定期的に病棟ラウ	i 定期的に病棟ラウンド <mark>及び</mark> カ	i <u>週1回以上の頻度で、</u> 定期的	整備指針の改定に
33	ンスを行い、依頼を受けていないがん患者	ンド及びカンファレンスを行い、適切な症	ンファレンスを行い、 <mark>依頼を受</mark>	に病棟ラウンドまたはカンファ	伴うもの
34	も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適	状緩和にについて協議すること。なお、当	けていないがん患者も含めて苦	レンスを行い、適切な症状緩和	
35	切な症状緩和について協議し、必要に応じ	該病棟ラウンド及びカンファレンスにに	痛の把握に努めるとともに、適	について協議すること。 <u>なお、</u>	
36	て主体的に助言や指導等を行っているこ	ついて主治医や病棟看護師等に情報を共	切な症状緩和について協議し、	当該病棟ラウンド及びカンファ	
37	と。	有し、必要に応じて参加を求めること。	必要に応じて主体的に助言や指	レンスについて主治医や病棟看	
38		ii (2)の①のオに規定する身体症状の緩和	<u> 導等を行っていること。</u>	護師等に情報を共有し、必要に	
39		に携わる専門的な知識及び技能を有する		応じて参加を求めること。	
40		医師は、手術療法・薬物療法・放射線治療	ii (2)の①のイに規定する精神	ii (2)の①のイに規定する精神	
41	(削除)	等、がん診療に関するカンファレンス及び	症状の緩和に携わる専門的な知	症状の緩和に携わる専門的な知識などはなった。	
42		病棟回診に参加し、適切な助言を行うとと	職及び技能を有する医師を配置 1 ない担合は、ボノ診療連携機	識及び技能を有する医師を配置	上 上
43		もに、必要に応じて共同して診療計画を立	しない場合は、がん診療連携拠した空気をよの連携により特殊に	しない場合は、がん診療連携拠点に際等との連携により特殊を	
44		案すること。また、(2)の①の才に規定 する特神庁母の経和に進わる東明的な知	点病院等との連携により精神症	点病院等との連携により精神症 状に対応できる体制を整備する	
45		する精神症状の緩和に携わる専門的な知	状に対応できる体制を整備する	小に刈心じるの仲間を登開する	

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1		識及び技能を有する医師に関しても、がん	こと。	こと。	
$\begin{bmatrix} 2 \\ 2 \end{bmatrix}$		診療に関するカンファレンス及び病棟回			
3	ii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛	診に参加することが望ましい。 iii (2) の②のウに規定する看護師は、苦痛	iii (2)の②のウに規定する看	(新設)	 整備指針に合わせ
5	の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に	のスクリーニングの支援や専門的緩和ケ	護師は、苦痛の把握の支援や専	(村区)	で新設。
6	関する調整等、外来・病棟の看護業務を支	アの提供に関する調整等、外来・病棟の看	門的緩和ケアの提供に関する調		C 19/14X0
7	援・強化すること。また、主治医及び看護	護業務を支援・強化すること。また、主治	整等、外来・病棟の看護業務を		
8	師、公認心理師等と協働し、適切な支援を	医及び看護師等と協働し、必要に応じてが	支援・強化すること。また、主		
9	実施すること。	ん患者カウンセリングを実施すること。	治医及び看護師、公認心理師等		
10		iv 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数	と協働し、適切な支援を実施す		
11	(削除)	及び内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のス	<u>ること。</u>		
12		クリーニング結果など、院内の緩和ケアに			
13		係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩			
14		和ケアの提供体制の改善を図ること。			
15	(Matrix)	v がん疼痛をはじめとするがん患者の苦			
16 17	(削除)	痛に対して、必要に応じて初回処方を緩和 ケアチームで実施する等、院内の診療従事			
18		者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制			
19		を整備すること。			
20		CIEVIII / O C C o			
21	エ 患者が必要な緩和ケアを受けられるよ	エの外来において専門的な緩和ケアを提供			勤務する医師の数
22	う、緩和ケア外来の設置など外来において	できる体制を整備すること。 なお、「外来			を考慮し引き続き
23	専門的な緩和ケアを提供できる体制を整	において専門的な緩和ケアを提供できる			求めない
24	備すること。なお、自施設のがん患者に限	体制」とは、医師による全人的かつ専門的			
25	らず、他施設でがん診療を受けている、ま	な緩和ケアを提供する定期的な外来を指			
26	たは受けていた患者についても受入れを	すものであり、疼痛のみに対応する外来			
27	行っていること。また、緩和ケア外来等へ	や、診療する曜日等が定まっていない外来			
28	の患者紹介について、地域の医療機関に対	は含まない。また、外来診療日については、			
29 30	して広報等を行っていること。	外来診療表等に明示し、患者の外来受診や 地域の医療機関の紹介を円滑に行うこと			
31		地域の医療機関の紹介を目前に行うことができる体制を整備すること。			
32		が、この特別と正備すること。			
33	オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や	オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や	エ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使	(新設)	整備指針に合わせ
34	用量の増減時には、医師からの説明ととも	用量の増減時には、医師からの説明ととも	用時や用量の増減時には、医師か	(0.112.3)	て新設
35	に薬剤師や看護師等により、外来・病棟を	に薬剤師や看護師等による服薬指導を実	らの説明とともに薬剤師や看護		
36	問わず医療用麻薬等を自己管理できるよ	施し、その際には自記式の服薬記録を整備	師等により、外来・病棟を問わず		
37	う指導すること。その際には、自記式の服	活用することにより、外来・病棟を問わず	医療用麻薬等を自己管理できる		
38	薬記録を整備活用すること。	医療用麻薬等を自己管理できるよう指導	よう指導すること。その際には、		
39		すること。	自記式の服薬記録を整備活用す		
40	よ	上 附中の同時似ませた。	ること。	/ ∜ •∕′ ≃∏. \	まんはより クリークリース
41	カー院内の診療従事者と緩和ケアチームとの連携ない下によりな保まってよ	カ 院内の医療従事者とアに規定する緩和	オ院内の診療従事者と緩和ケアチ	(新設)	整備指針に合わせ
42 43	の連携を以下により確保すること。	ケアチームとの連携を以下により確保す	<u>ームとの連携を以下により確保</u>		て新設
43 44	(削除)	ること。 i アに規定する緩和ケアチームへがん患	<u>すること。</u>		
45	(Hilipi)	者の診療を依頼する手順には、医師だけで			
45		有の診療を依頼する手順には、医師だけで			

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1		はなく、看護師や薬剤師など他の診療従事			
2		者からも依頼できる体制を確保すること。			
3	i 緩和ケアチームへがん患者の診療を依	ii アに規定する緩和ケアチームへがん患	i 緩和ケアチームへがん患者の	(新設)	整備指針に合わせ
4	頼する手順等、評価された苦痛に対する対	者の診療を依頼する手順など、評価された	診療を依頼する手順等、評価さ		て新設
5	応を明確化し、院内の全ての診療従事者に	苦痛に対する対応を明確化し、院内の全て	れた苦痛に対する対応を明確化		
6	周知するとともに、患者とその家族に緩和	の診療従事者に周知するとともに、患者と	し、院内の全ての診療従事者に		
7	ケアに関する診療方針を提示すること。	その家族に緩和ケアに関する診療方針を	周知するとともに、患者とその		
8		提示すること。	家族に緩和ケアに関する診療方		
9			<u>針を提示すること。</u>		
10	ii 緩和ケアの提供体制について緩和ケア	iii がん治療を行う病棟や外来部門には、緩	ii 緩和ケアの提供体制について	(新設)	整備指針に合わせ
11	チームへ情報を集約するために、がん治療	和ケアの提供について診療従事者の指導	緩和ケアチームへ情報を集約す		て新設
12	を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチー	にあたるとともに緩和ケアの提供体制に	るために、がん治療を行う病棟		
13	ムと各部署をつなぐ役割を担うリンクナ	ついてアに規定する緩和ケアチームへ情	や外来部門には、緩和ケアチー		
14	ース(注7)などを配置することが望まし	報を集約するため、緩和ケアチームと各部	ムと各部署をつなぐ役割を担う		
15	٧٠°	署をつなぐリンクナース (医療施設におい	リンクナース(医療施設におい		
16		て、各種専門チームや委員会と病棟看護師	て、各種専門チームや委員会と		
17		等をつなぐ役割を持つ看護師のことをい	病棟看護師等をつなぐ役割を持		
18		う。以下同じ。)を配置することが望まし	つ看護師をいう。) などを配置す		
19		٧٠°	ることが望ましい。		
20	キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アド	キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アド	カ 患者や家族に対し、必要に応じ	(新設)	整備指針に合わせ
21	バンス・ケア・プランニング(注8)を含	バンス・ケア・プランニングを含めた意思	て、アドバンス・ケア・プランニ		て新設
22	めた意思決定支援を提供できる体制を整	決定支援を提供できる体制を整備するこ	ング(人生の最終段階の医療・ケ		
23	備していること。	と。	アについて、本人が家族等や医		
24			療・ケアチームと事前に繰り返し		
25			話し合うプロセスをいう。)を含		
26			めた意思決定支援を提供できる		
27			<u>体制を整備していること。</u>		
28	ク アからキにより、緩和ケアの提供がなさ	ク アからキにより、緩和ケアの提供がなさ	キ アからカにより、緩和ケアの提	(新設)	整備指針に合わせ
29	れる旨を、院内の見やすい場所での掲示や	れる旨を、院内の見やすい場所での掲示や	供がなされる旨を、院内の見やす		て新設
30	入院時の資料配布、ホームページ上の公開	入院時の資料配布等により、がん患者及び	い場所での掲示や入院時の資料		
31	等により、がん患者及び家族に対しわかり	家族に対しわかりやすく情報提供を行う	配布、ホームページ上の公開等に		
32	やすく情報提供を行うこと。	こと。	より、がん患者及び家族に対しわ		
33			かりやすく情報提供を行うこと。		
34	ケーかかりつけ医等の協力・連携を得て、主	ケーかかりつけ医の協力・連携を得て、主治	ク かかりつけ医等の協力・連携を	(新設)	整備指針に合わせ
35	治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、	医及び看護師がアに規定する緩和ケアチ	得て、主治医及び看護師が緩和ケ		て新設
36	退院後の居宅における緩和ケアに関する	ームと共に、退院後の居宅における緩和ケ	アチームと共に、退院後の居宅に		
37	療養上必要な説明及び指導を行うこと。	アに関する療養上必要な説明及び指導を	おける緩和ケアに関する療養上		
38		行うこと。	必要な説明及び指導を行うこと。		
39	コ 疼痛緩和のための専門的な治療の提供	(新設)	ケ疼痛緩和のための専門的な治療	(新設)	整備指針に合わせ
40	体制等について、以下の通り確保するこ		の提供体制等について、以下の通		て新設
41	6	(4,,-	り確保すること。	/	+4441201202
42	i 難治性疼痛に対する神経ブロック等に	(新設)	i 難治性疼痛に対する神経ブロ	(新設)	整備指針に合わせ
43	ついて、自施設における麻酔科医等との連		ック等について、自施設におけ		て新設
44	携等の対応方針を定めていること。また、		る麻酔科医等との連携等の対		
45	自施設で実施が困難なために、外部の医療		<u>応方針を定めていること。ま</u>		

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	機関と連携して実施する場合には、その詳		た、自施設で実施が困難なため		
2	細な連携体制を確認しておくこと。さら		に、外部の医療機関と連携して		
3	に、ホームページ等で、神経ブロック等の		実施する場合には、その詳細な		
4	自施設における実施状況や連携医療機関		連携体制を確認しておくこと。		
5	名等、その実施体制について分かりやすく		さらに、ホームページ等で、神		
6	公表していること。		経ブロック等の自施設におけ		
7			る実施状況や連携医療機関名		
8			等、その実施体制について分か		
9			りやすく公表していること。		
10	ii 緩和的放射線治療を患者に提供できる	(新設)	ii がん診療連携拠点病院等との	(新設)	整備指針に合わせ
11	体制を整備すること。また自施設の診療従		連携により緩和的放射線治療		て新設
12	事者に対し、緩和的放射線治療の院内での		を患者に提供できる体制を整		自施設で放射線治
13	連携体制について周知していることに加		備すること。また自施設の診療		療を行っていない
14	え、連携する医療機関に対し、患者の受入		従事者に対し、緩和的放射線治		協力病院も多くあ
15	れ等について周知していること。さらに、		療の連携体制について周知し		るため、緩和
16	ホームページ等で、自施設におけるこれら		ていること。さらに、ホームペ		
17	の実施体制等について分かりやすく公表		<u>ージ等で、自施設におけるこれ</u>		
18	していること。		らの実施体制等について分か		
19			<u>りやすく公表していること。</u>		
20	サ 全てのがん患者に対して苦痛の把握と	(新設)	コ 全てのがん患者に対して苦痛の	(新設)	整備指針に合わせ
21	適切な対応がなされるよう緩和ケアに係		把握と適切な対応がなされるよ		て新設
22	る診療や相談支援、患者からのPRO(患		う緩和ケアに係る診療や相談支		
23	者報告アウトカム)(注9)、医療用麻薬の		援、患者からのPRO(患者報告		
24	処方量など、院内の緩和ケアに係る情報を		アウトカム Patient Reported		
25	把握し、検討・改善する場を設置している		Outcome の略。自覚症状やQOL		
26	こと。それを踏まえて自施設において組織		に関する対応の評価のために行		
27	的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体		う患者の主観的な報告をまとめ		
28	制の改善に努めること。		た評価をいう。)、医療用麻薬の処		
29			方量など、院内の緩和ケアに係る		
30			情報を把握し、検討・改善する場		
31			を設置していること。それを踏ま		
32			えて自施設において組織的な改 芝笠な悪いスタン 経和なアの提供		
33 34			善策を講じる等、緩和ケアの提供		
35	(削除)	 コ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓	<u>体制の改善に努めること。</u>		
36	(月1)(小)	1 核和ケケに関する安請及い相談に関する文刊志			
37		診療所等との連携協力体制を整備すること。			
38		10次月寺とり建設場が作品と正備すること。			
39					
40					
41	④ 地域連携の推進体制	⑥ 地域連携の協力体制	⑥ 地域連携の推進体制	⑤ 地域連携クリティカルパスの整備	 整備指針の改正に
42	Π の2の(1)の Φ に定める要件を満たすこと。	グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と		等	伴うもの
43		の連携により、IIの1の(1)の⑥に定める要件を		•	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
44		満たすこと。			
45	<上記規定>	<上記規定>			

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	④ 地域連携の推進体制	⑥ 地域連携の推進体制			
2	アがん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り	ア 地域の医療機関から紹介されたがん患	ア がん患者の紹介、逆紹介に積極	(新設)	整備指針に合わせ
3	組むとともに、以下の体制を整備するこ	者の受け入れを行うこと。また、がん患者	的に取り組むとともに、以下の体		て新設
4	と。	の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者	制を整備すること。		
5	i 緩和ケアの提供に関して、当該がん医療	の紹介を行うこと。その際、緩和ケアの提			地域がん診療病院
6	圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提	供に関しては、当該医療圏内の緩和ケア病			は国庫補助を受け
7	供できる診療所等のマップやリストを作	棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等			られるが協力病院
8	成する等、患者やその家族に対し常に地域	のマップやリストを作成する等、患者やそ			は受けられないた
9	の緩和ケア提供体制について情報提供で	の家族に対し常に地域の緩和ケア提供体			め、引き続き求め
10	きる体制を整備すること。	制について情報提供できる体制を整備す			ない
11		ること。			
12					
13	ii 希少がんに関して、専門家による適切な	(新設)	i 指定を受けたがん以外のがん	(新設)	整備指針に合わせ
14	集学的治療が提供されるよう、他の拠点病		及び希少がんに関して、専門家		て新設
15	院等及び地域の医療機関との連携及び情		による適切な集学的治療が提		
16	報提供ができる体制を整備すること。		供されるよう、がん診療連携拠		
17			点病院等や他病院との連携及		
18			び情報提供ができる体制を整		
19			備すること。		
20	iii 高齢のがん患者や障害を持つがん患者	(新設)	ii 高齢のがん患者や障害を持つ	(新設)	整備指針に合わせ
21	について、患者や家族の意思決定支援の体		がん患者について、患者や家族		て新設
22	制を整え、地域の医療機関との連携等を図		の意思決定支援の体制を整え、		
23	り総合的に支援すること。		地域の医療機関との連携等を		
24			図り総合的に支援すること。		
25	iv 介護施設に入居する高齢者ががんと診	(新設)	iii 介護施設に入居する高齢者が	(新設)	整備指針に合わせ
26	断された場合に、介護施設等と治療・緩和		がんと診断された場合に、介護		て新設
27	ケア・看取り等において連携する体制を整		施設等と治療・緩和ケア・看取		
28	備すること。		り等において連携する体制を		
29			整備すること。		
30	イ 地域の医療機関の医師と診断及び治療	イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手			地域がん診療病院
31	に関する相互的な連携協力体制・教育体制	術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの			は国庫補助を受け
32	を整備すること。	提供に関する相談など、地域の医療機関の			られるが協力病院
33	- — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	医師と診断及び治療に関する相互的な連			は受けられないた
34		携協力体制・教育体制を整備すること。			め求めない
35					
36	ウ 当該がん医療圏内のがん診療に関する情	ウ 当該医療圏内のがん診療に関する情報			地域がん診療病院
37	報を集約し、当該がん医療圏内の医療機関	を集約し、当該圏域内の医療機関やがん患			は国庫補助を受け
38	やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。	者等に対し、情報提供を行うこと。			られるが協力病院
39					は受けられないた
40	エがん患者に対して、周術期の口腔健康管	エがん患者に対して、周術期の口腔健康管	イ がん患者に対して、周術期の口	(新設)	め求めない
41	理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔	理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔	腔健康管理や、治療中の副作用・	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
42	リハビリテーションなど、必要に応じて院	リハビリテーションなど、必要に応じて院	合併症対策、口腔リハビリテーシ		整備指針に合わせ
43	内又は地域の歯科医師と連携して対応す	内又は地域の歯科医師と連携することが	ョンなど、必要に応じて院内又は		て新設
44	ること。	望ましい。	地域の歯科医師と連携して対応		2123
45			すること。		

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	(削除)	オ 我が国に多いがんその他必要ながんにつ	_(削除)_	指定を受けたがんについて、地域	
2		いて、地域連携クリティカルパス(がん診		連携クリティカルパス(がん診療連	伴うもの
3		療連携拠点病院等と地域の医療機関等が作		携協力病院と地域の医療機関等が作	
4		成する診療役割分担表、共同診療計画表及		成する診療役割分担表、共同診療計	
5		び患者用診療計画表から構成されるがん患		画表及び患者用診療計画表から構成	
6		者に対する診療の全体像を体系化した表を		されるがん患者に対する診療の全体	
7		いう。以下同じ。)を整備すること。		像を体系化した表をいう。)を整備	
8				し、地域の医療機関と連携すること。	
9	オ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十	カ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十	ウ 地域連携時には、がん疼痛等の	(新設)	整備指針に合わせ
10	分に緩和された状態での退院に努め、退院	分に緩和された状態での退院に努め、症状	症状が十分に緩和された状態で		て新設
11	後も在宅診療の主治医等の相談に対応す	緩和に係る院内クリティカルパスに準じ	の退院に努め、退院後も在宅診療		
12	るなど、院内での緩和ケアに関する治療が	た地域連携クリティカルパスやマニュア	の主治医等の相談に対応するな		
13	在宅診療でも継続して実施できる体制を	ルを整備するなど、院内での緩和ケアに関	ど、院内での緩和ケアに関する治		
14	整備すること。	する治療が在宅診療でも継続して実施で	療が在宅診療でも継続して実施		
15		きる体制を整備すること。	できる体制を整備すること。		
16					
17	カ 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケ	キ 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケ	エ 退院支援に当たっては、主治医、	(新設)	整備指針に合わせ
18	アチーム等の連携により療養場所等に関	アチーム等の連携により療養場所等に関	緩和ケアチーム等の連携により		て新設
19	する意思決定支援を行うとともに、必要に	する意思決定支援を行うとともに、必要に	療養場所等に関する意思決定支		
20	応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪	応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪	援を行うとともに、必要に応じて		
21	問看護師等と退院前カンファレンスを実	問看護師等と退院前カンファレンスを実	地域の在宅診療に携わる医師や		
22	施すること。	施すること。	訪問看護師等と退院前カンファ		
23			 レンスを実施すること。		
24	キ 当該がん医療圏において、地域の医療機	ク 当該医療圏において、地域の医療機関や			地域がん診療病院
25	関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従	在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに			は国庫補助を受け
26	事者とがんに関する医療提供体制や社会	関する医療提供体制や社会的支援のあり			られるが協力病院
27	的支援、緩和ケアについて情報を共有し、	方について情報を共有し、役割分担や支援			は受けられないた
28	役割分担や支援等について検討する場を	等について議論する場を年1回以上設け			め求めない
29	年1回以上設けること。また、緩和ケアチ	ること。なお、その際には既存の会議体を			
30	ームが地域の医療機関や在宅療養支援診	利用する等の工夫を行うことが望ましい。			
31	療所等から定期的に連絡・相談を受ける体				
32	制を確保し、必要に応じて助言等を行って				
33	いること。				
34					
35	ク 都道府県や地域の患者会等と連携を図	(新設)	オ 県内や地域の患者会、ピア・サ	(新設)	整備指針に合わせ
36	り、患者会等の求めに応じてピア・サポー		ポーター(がん患者等の支援を行	\$ # * * * * * * * * * * * * * * * * * *	て新設(協力病院
37	ト (注 10) の質の向上に対する支援等に		うがん経験者)等と連携を図るこ		の実態に合わせて
38	取り組むこと。		٤.		緩和)
39					
40 ⑤) セカンドオピニオンの提示体制	⑦ セカンドオピニオンの提示体制	7 セカンドオピニオンの提示体制	⑥ セカンドオピニオンの提示体制	
41	Ⅱの2の(1)の⑤に定める要件を満たすこと。			323,1,119	
	<上記規定>				
43	⑤ セカンドオピニオンに関する体制	(移動)			
44	ア 医師からの診断結果や病状の説明時及	イ 患者とその家族に対して診療に関する説明を行	医師からの診断結果や病状の説明	患者とその家族に対して診療に関	整備指針の改正に
45	び治療方針の決定時等において、すべての	う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活	時及び治療方針の決定時等におい	する説明を行う際には、他施設にお	

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	がん患者とその家族に対して、他施設でセ	用についても説明を行う体制を整備すること。その	て、すべてのがん患者とその家族に	けるセカンドオピニオン(診断及び	
2	カンドオピニオンを受けられることにつ	際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益	対して <u>、</u> 他施設 <u>で</u> セカンドオピニオ	治療法について、主治医以外の第三	
3	いて説明すること。その際、心理的な障壁	を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備	ン <u>を受けられることについて</u> 説明 <u>す</u>	者の医師が提示する医療上の意見を	
4	を取り除くことができるよう留意するこ	すること。	<u>ること。</u> その際、 <u>心理的な障壁を取</u>	いう。以下同じ。)の活用についても	
5	と。		り除くことができるよう留意するこ	説明を行う体制を整備すること。そ	
6			<u>Ł.</u>	の際、セカンドオピニオンを求める	
7				ことにより不利益を被ることがない	
8				旨を明確に説明する体制を整備する	
9	> Negletage at the white 2 and a second			こと。	#176) ~ 547 - 1/1
10	イ 当該施設で対応可能ながんについて、手	ア 我が国に多いがんその他対応可能ながんについ			勤務する医師の数
11	術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケ	て、手術療法、放射線治療、薬物療法又は緩和ケア			を考慮し引き続き
12	アに携わる専門的な知識及び技能を有す	に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によ			求めない
13	る医師によりセカンドオピニオンを提示	るセカンドオピニオンを提示できる体制を整備す			
14	する体制を整備し、患者にわかりやすく公	ること。またグループ指定のがん診療連携拠点病院			
15	表すること。	との連携による提示も可とする。			
16	ウートウンドナパーナンナ相ニナフ相人は	(イは項目内で移動)			r四,这部/进) z 弗 田 ナ.
17	ウ セカンドオピニオンを提示する場合は、 必要に応じてオンラインでの相談を受け	(新設)			環境整備に費用を 要するため求めな
18 19	が安に応じてオンプイン Cの相談を支げ 付けることができる体制を確保すること				- 1 / - 1
	が望ましい。				V ` ₀
20 21	が全ましい。				
22	⑥ それぞれの特性に応じた診療等の提供体制	(新設)	8 それぞれの特性に応じた診療等の	(新設)	整備指針に合わせ
23	Π の 2 の (1) の (6) に定める要件を満たすこと。	(A)TEX)	提供体制	(1)(11.4)	て新設
24	(1) の動性に対している(上記規定)		JACUSTI 103		CAPTRA
25	⑥ それぞれの特性に応じた診療等の提供				
26	体制				
27	ア 希少がん・難治がんの患者の診断・治療	(新設)	ア 希少がん・難治がんの患者の診	(新設)	整備指針に合わせ
28	に関しては、積極的に都道府県協議会にお		断・治療に関しては、積極的に千		て新設
29	ける役割分担の整理を活用し、対応可能な		葉県がん診療連携協議会におけ		
30	施設への紹介やコンサルテーションで対		る役割分担の整理を活用し、対応		
31	応すること。		可能な施設への紹介やコンサル		
32		(移動)	テーションで対応すること。		
33	イ 小児がん患者で長期フォローアップ中	シ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者に	イ 小児がん患者で長期フォローア	(新設)	整備指針に合わせ
34	の患者については、小児がん拠点病院や連	ついては、小児がん拠点病院や連携する医療機関と	ップ中の患者については、小児が		て新設
35	携する医療機関と情報を共有する体制を	情報を共有する体制を整備すること。	ん拠点病院や連携する医療機関		
36	整備すること。	(てかチレ)	と情報を共有する体制を整備す	(1641)	
37	ウ タ地域のボル 仕続医療ラットローカア	(移動)	ること。	(移動)	動性(と)(の)なご)っ
38 39	ウ 各地域のがん・生殖医療ネットワークに 加入し、「小児・AYA世代のがん患者等	サ 生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科につ	ウ 千葉県がん・生殖医療ネットワー クに加入し、「小児・AYA世代の	カ 生殖機能の温存に関しては、患 者の希望を確認し、院内または地	
40	の妊孕性温存療法研究促進事業 へ参画す	いて情報を提供するとともに、当該診療科と治療に	がん患者等の妊孕性温存療法研究	域の生殖医療に関する診療科につ	ドノもツ
41	るとともに、対象となりうる患者や家族に	関する情報を共有する体制を整備すること。	促進事業」の対象となりうる患者	いて情報を提供するとともに、当	
42	は必ず治療開始前に情報提供すること。患		や家族には必ず治療開始前に情報	該診療科と治療に関する情報を共	
43	者の希望を確認するとともに、がん治療を		提供すること。患者の希望を確認	有する体制を整備すること。	
44	行う診療科が中心となって、院内または地		するとともに、がん治療を行う診	11 / O II 161 G TENIN / O C C 0	
45	域の生殖医療に関する診療科とともに、妊		療科が中心となって、院内または		

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助		地域の生殖医療に関する診療科若		
2	医療に関する情報提供及び意思決定支援		しくはがん診療連携拠点病院等と		
3	を行う体制を整備すること。自施設におい		ともに、妊孕性温存療法及びがん		
4	て、がん・生殖医療に関する意思決定支援		治療後の生殖補助医療に関する情		
5	を行うことができる診療従事者の配置・育		報提供及び意思決定支援を行う体		
6	成に努めること。		制を整備するよう努めること。自		
7			施設において、がん・生殖医療に		
8			関する意思決定支援を行うことが		
9		(移動)	できる診療従事者の配置・育成に	(移動)	
10	エ 就学、就労、妊孕性(注 11)の温存、	コ AYA世代にある、がん患者については治療、就	努めること。 エ 辞学	オ 思春期と若年成人(Adolescent	動機性組みみます。
11	アピアランスケア(注 12)等に関する状	学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について	<u>エ</u> 就学、就労、 <u>妊孕性の温存、ア</u> ピアランスケア(医学的・整容	and Young Adult;AYA)世代(以下	
12 13	プログランペクテ (在 12) 寺に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設	では、 では、 では、 では、 では、 がいでする では、 がいでする できる を療機関やがん	的・心理社会的支援を用いて、外	「AYA 世代」という。)にあるがん	147 8 07
14	もしくは連携施設のがん相談支援センタ	相談支援センターに紹介すること。	見の変化を補完し、外見の変化に	患者については、治療、就学、就	
15	ーで対応できる体制を整備すること。ま	1日秋久坂 ロググ (CMD) すること。	起因するがん患者の苦痛を軽減	労、生殖機能等に関する状況や希	
16	た、それらの相談に応じる多職種からなる		するケアのこと。)等に関する状	望について確認し、必要に応じて、	
17	AYA世代支援チームを設置することが		況や本人の希望についても確認	対応できる医療機関やがん相談支	
18	望ましい。		し、自施設もしくはがん診療連携	援センターに紹介すること。	
19			拠点病院等のがん相談支援セン		
20			ターで対応できる体制を整備す		
21			ること。また、それらの相談に応		
22			じる多職種からなるAYA世代		
23			支援チームを設置することが望		
24			<u>ましい。</u>		
25	オ 高齢者のがんに関して、併存症の治療と	(新設)	オ 高齢者のがんに関して、併存症	(新設)	整備指針に合わせ
26	の両立が図れるよう、関係する診療科と連		の治療との両立が図れるよう、関		て新設
27	携する体制を確保すること。また、意思決		係する診療科と連携する体制を		
28	定能力を含む機能評価を行い、各種ガイド		確保すること。また、意思決定能		
29	ラインに沿って、個別の状況を踏まえた対		力を含む機能評価を行い、各種ガ		
30	応をしていること。		イドラインに沿って、個別の状況		
31		/+r=n.\	を踏まえた対応をしていること。	/☆r≒n.\	まなけました人口って、こうこ
32	カ 医療機関としてのBCPを策定することが	(新設)	カ 医療機関としてのBCPを策定	(新設)	整備指針に合わせ
	望ましい (*)。	(2) 診療従事者	<u>することが望ましい。</u> (2) 診療従事者	(2) 診療従事者	て新設
34 35	(2)診療従事者	(2) 診療促事有	(2) 診療促事句 本要綱において、専従とは、当該診療	. ,	
36			の実施日において、当該診療に専ら従事		
37			していることをいう。この場合におい		
38			て、「専ら従事している」とは、その就		
39			業時間の少なくとも8割以上、当該診療		
40			に従事していることをいう。また、専任	に従事していることをいう。また、専任	
41			とは、当該診療の実施を専ら担当してい		
42			ることをいう。この場合において、「専		
43			ら担当している」とは、担当者となって	ら担当している」とは、担当者となって	
44			いればよいものとし、その他診療を兼任	いればよいものとし、その他診療を兼任	
45			していても差し支えないものとする。た	していても差し支えないものとする。た	

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1			だし、その就業時間の少なくとも5割以	だし、その就業時間の少なくとも5割以	
2			上、当該診療に従事している必要がある	上、当該診療に従事している必要がある	
3			ものとする。	ものとする。	
4	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置	① 専門的な知識及び技能を有する	① 専門的な知識及び技能を有する	
5	ア 対応可能ながんについて専門的な知識及び技能	ア 対応可能ながんについて専門的な知識及び技能	医師の配置	医師の配置	
6	を有する手術療法に携わる医師を1人以上配置す	を有する手術療法に携わる医師を1人以上配置す			
7	ること。	ること。			
8					勤務する医師の数
9	イ 放射線治療を実施する場合には、専従の放射線治	イ 放射線治療を実施する場合には、専門的な知識及			を考慮し引き続き
10	療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を	び技能を有する専従の放射線治療に携わる医師を			求めない
11	1人以上配置すること。	1人以上配置すること。			
12	ウ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能	ウ 専門的な知識及び技能を有する薬物療法に携わ	ア 専門的な知識及び技能を有する	ア 専門的な知識及び技能を有する	
13	を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	る専任かつ常勤の医師を1人以上配置すること。	薬物療法に携わる常勤の医師を1	薬物療法に携わる常勤の医師を1	
14			人以上配置すること。	人以上配置すること。	
15	エ 緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わ	エ(1)の⑤に規定する緩和ケアチームに、専任かつ	イ 緩和ケアチームに、身体症状の	イ 緩和ケアチームに、身体症状の	
16	る専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1	常勤の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び	緩和に携わる専門的な知識及び技	緩和に携わる専門的な知識及び技	
17	人以上配置すること。なお、当該医師については専	技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、	能を有する常勤の医師を1人以上	能を有する常勤の医師を1人以上	
18	従であることが望ましい。	当該医師については専従であることが望ましい。	配置すること。なお、当該医師に	配置すること。なお、当該医師に	
19	緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門	(1)の⑤に規定する緩和ケアチームに、精神症状	ついては専任であることが望まし	ついては専任であることが望まし	
20	的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置す	の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医	٧٠°	٧٠°	
21	ること。なお、当該医師については、専任であるこ	師を1人以上配置すること。なお、当該医師につい	緩和ケアチームに、精神症状の	緩和ケアチームに、精神症状の	
22	とが望ましい。また、常勤であることが望ましい。	ては、専任であることが望ましい。また、常勤であ	緩和に携わる専門的な知識及び技	緩和に携わる専門的な知識及び技	
23		ることが望ましい。	能を有する医師を1人以上配置す	能を有する医師を1人以上配置す	
24			ることが望ましい。なお、当該医	ることが望ましい。なお、当該医	
25			師については専任であることが望	師については専任であることが望	
26			ましい。	ましい。	
27	オ 専任の病理診断に携わる専門的な知識及び技能	オ 専任の病理診断に携わる医師を1人以上配置す	ウ 専任の病理診断に携わる専門的		整備指針の改正に
28	を有する医師を1人以上配置することが望ましい。	ることが望ましい。	な知識及び技能を有する医師を1	(新設)	伴うもの
29			人以上配置することが望ましい。		
30					
31	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療	② 専門的な知識及び技能を有する医	② 専門的な知識及び技能を有する医	
32	従事者の配置	従事者の配置	師以外の診療従事者の配置	師以外の診療従事者の配置	
33	ア 放射線治療を実施する場合には、放射線治療に携	ア 放射線治療を実施する場合には、専従かつ常勤の	ア 放射線治療を実施する場合に	ア 放射線治療を実施する場合に	整備指針の改正に
34	わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放	診療放射線技師を1人以上配置すること。なお、当	は、放射線治療に携わる専門的な	は、専従かつ常勤の診療放射線技	伴うもの
35	射線技師を2人以上配置すること。なお、当該技師	該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者	知識及び技能を有する常勤の診療	師を1人以上配置すること。なお、	
36	は放射線治療に関する専門資格を有する者である	であることが望ましい。また、放射線治療を実施す	放射線技師を2人以上配置するこ	当該技師は放射線治療に関する専	
37	ことが望ましい。また、放射線治療を実施する場合	る場合には、専任かつ常勤の看護師を1人以上配置	と。なお、当該技師は放射線治療	門資格を有する者であることが望	
38	には、専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び	することが望ましい。なお、当該看護師は放射線治	に関する専門資格を有する者であ	ましい。	
39	技能を有する常勤の看護師を1人以上配置するこ	療に関する専門資格を有する者であることが望ま	ることが望ましい。 <u>また、放射線</u>		
40	とが望ましい。なお、当該看護師は放射線治療に関	しい。	治療を実施する場合には、専任の		
41	する専門資格を有する者であることが望ましい。		放射線治療に携わる専門的な知識		
42			及び技能を有する常勤の看護師を		
43			1人以上配置することが望まし		
44			い。なお、当該看護師は放射線治		
45			療に関する専門資格を有する者で		

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1			あることが望ましい。		
2	イ 外来化学療法室に、専任の薬物療法に携わるがん	イ 外来化学療法室に専任の薬物療法に携わる専門	イ 外来化学療法室に、 <u>専任の</u> 薬物	イ 外来化学療法室に、薬物療法に	整備指針の改正に
3	看護又はがん薬物療法に関する専門的な知識及び	的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以	療法に携わるがん看護又はがん薬	携わる専門的な知識及び技能を有	伴うもの
4	技能を有する常勤の看護師を1人以上配置するこ	上配置すること。なお、当該看護師は専従であるこ	物療法に関する専門的な知識及び	する常勤の看護師を1人以上配置	
5	と。なお、当該看護師は専従であることが望ましい。	とが望ましい。また、当該看護師はがん看護又はが	技能を有する常勤の看護師を1人	すること。なお、当該看護師は専	
6	また、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関	ん薬物療法に関する専門資格を有する者であるこ	以上配置すること。なお、当該看	<u>任</u> であることが望ましい。また、	
7	する専門資格を有する者であることが望ましい。	とが望ましい。	護師は専 <u>従</u> であることが望まし	当該看護師はがん看護又はがん薬	
8	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能	い。また、当該看護師はがん看護	物療法に関する専門資格を有する	
9	を有する常勤の薬剤師を1人以上配置することが	を有する常勤の薬剤師を1人以上配置することが	又はがん薬物療法に関する専門資	者であることが望ましい。	
10	望ましい。	望ましい。	格を有する者であることが望まし	薬物療法に携わる専門的な知識	
11			٧٠°	及び技能を有する常勤の薬剤師を	
12			専任の薬物療法に携わる専門的	1人以上配置することが望まし	
13			な知識及び技能を有する常勤の薬	٧٠°	
14			剤師を1人以上配置することが望		
15			ましい。		
16	ウ 緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わるがん	ウ(1)の⑤に規定する緩和ケアチームに、専従の緩	ウ 緩和ケアチームに、専任の緩和	ウ 緩和ケアチームに、専任の緩和	整備指針に合わせ
17	看護又は緩和ケアに関する専門的な知識及び技能	和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常	ケアに携わるがん看護又は緩和ケ	ケアに携わる専門的な知識及び技	て改正(人的負担
18	を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。な	勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看	アに関する専門的な知識及び技能	能を有する常勤の看護師を1人以	を考慮し「専従」
19	お、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専	護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を	を有する常勤の看護師を1人以上	上配置すること。なお、当該看護	を「専任」に緩和)
20	門資格を有する者であることが望ましい。	有する者であることが望ましい。	配置すること。なお、当該看護師	師については、専従であることが	
21			については、専従であることが望	望ましい。また、当該看護師はが	
22			ましい。また、当該看護師はがん	ん看護又は緩和ケアに関する専門	
23			看護又は緩和ケアに関する専門資	資格を有する者であることが望ま	
24			格を有する者であることが望まし	しい。	
25			٧٠°		
26	エ 緩和ケアチームに協力する薬剤師、社会福祉士等	(1)の⑤に規定する緩和ケアチームに協力する薬	エ 緩和ケアチームに協力する薬剤	緩和ケアチームに協力する薬剤	整備指針の改正に
27	の相談支援に携わる者、公認心理師等の医療心理に	剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上	師、社会福祉士等の相談支援に携	師及び医療心理に携わる者をそれ	伴うもの
28	携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ま	配置することが望ましい。	わる者、公認心理師等の医療心理	ぞれ1人以上配置することが望ま	
29	LV.		に携わる者をそれぞれ1人以上配	しい。なお、当該診療従事者は緩	
30			置することが望ましい。なお、当	和ケア研修を受けている者である	
31			該診療従事者は緩和ケア研修を受	ことが望ましい。	
32			けている者であることが望まし		
33			٧٠°		
	***	エ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置	オ 細胞診断に係る業務に携わる専	(新設)	整備指針に合わせ
35	技能を有する者を1人以上配置すること。なお、当	すること。なお、当該診療従事者は細胞診断に関す	門的な知識及び技能を有する者		て新設
36	該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有す	る専門資格を有する者であることが望ましい。	を1人以上配置することが望ま		
37	る者であることが望ましい。		しい。なお、当該診療従事者は細		
38			胞診断に関する専門資格を有す		
39	(3) その他の環境整備等		る者であることが望ましい。		
40	必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携				
41	拠点病院と連携する等により、Ⅱ の2の(3)に				
42	定める要件を満たすこと。				
43	<上記規定>				
44	(3) その他の環境整備等	(3) 医療施設	(3) その他の環境整備等	(3) 医療施設	
45	(削除)	① 専門的ながん医療を提供するための治療機器及	① 専門的ながん医療を提供するため	① 専門的ながん医療を提供するため	協力病院の質の維

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1		び治療室等の設置	の治療機器及び治療室等の設置	の治療機器及び治療室等の設置	持のため引き続き
2	(削除)	ア 自施設で放射線治療を提供する場合には、放射線	ア 自施設で放射線治療を提供する	ア 自施設で放射線治療を提供する	規定
3		治療機器を設置すること。ただし、当該機器は、リ	場合には、放射線治療機器を設置	場合には、放射線治療機器を設置	
4		ニアックなど、体外照射を行うための機器であるこ	すること。ただし、当該機器は、	すること。ただし、当該機器は、	
5		と。	リニアックなど、体外照射を行う	リニアックなど、体外照射を行う	
6			ための機器であること。	ための機器であること。	
7	(削除)	イ 外来化学療法室を設置すること。	イ 外来化学療法室を設置するこ	イ 外来化学療法室を設置するこ	
8			と。	と。	
9	(削除)	ウ 集中治療室を設置することが望ましい。			
10	(削除)	エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病			
11		室を設置すること。			
12	(削除)	オ 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能			
13		である病理診断室を設置すること。			
14	① 患者とその家族が利用可能なインター		② 患者とその家族が利用可能なイン	(新設)	整備指針に合わせ
15	ネット環境を整備することが望ましい。	(新設)	ターネット環境を整備することが		て新設
16	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		望ましい。		
17	② 集学的治療等の内容や治療前後の生活	カ 病棟、外来、イに規定する外来化学療法室などに、	3 指定を受けたがんについて、集学的	(新設)	整備指針に合わせ
18	における注意点等に関して、冊子や視聴覚	集学的治療等の内容や治療前後の生活における注	治療等の内容や治療前後の生活に	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	て新設
19	教材等を用いてがん患者及びその家族が	意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いて	おける注意点等に関して、冊子や視		
20	自主的に確認できる環境を整備すること。	がん患者及びその家族が自主的に確認できる環境	聴覚教材等を用いてがん患者及び		
21	また、その冊子や視聴覚教材等はオンライ	を整備すること。	その家族が自主的に確認できる環		
22	ンでも確認できることが望ましい。		境を整備すること。また、その冊子		
23			や視聴覚教材等はオンラインでも		
24			確認できることが望ましい。		
25			HERDING WELL TO STORY		
26	③ がん治療に伴う外見の変化について、が	(キは別項目に移動)	④ がん治療に伴う外見の変化につい	(新設)	整備指針に合わせ
27	ん患者及びその家族に対する説明やアピ	(115/77) (117)	て、がん患者及びその家族に対する	VI IBA	て新設
28	アランスケアに関する情報提供・相談に応		説明やアピアランスケアに関する		CATRA
29	じられる体制を整備していること。		情報提供・相談に応じられる体制を		
30	O DAVORTINICEEMING C. OCC.		整備していること。		
31			EMOC OCC		
32	④ がん患者の自殺リスクに対し、院内で共	(新設)	⑤ がん患者の自殺リスクに対し、院内	(新設)	整備指針に合わせ
33	通したフローを使用し、対応方法や関係機	(4718-47)	で共通したフローを使用し、対応方	(APTBA)	て新設
34	関との連携について明確にしておくこと。		法や関係機関との連携について明		CAPIEX
35	また関係職種に情報共有を行う体制を構		確にしておくこと。また関係職種に		
36	築していること。自施設に精神科、心療内		情報共有を行う体制を構築してい		
37	科等がない場合は、地域の医療機関と連携		ること。自施設に精神科、心療内科		
38	体制を確保していること。		等がない場合は、地域の医療機関と		
39	子三型で AEIV C C V 、の C C o		要がない場合は、地域の医療機関と 連携体制を確保していること。		
40			建防体制を確保していること。		
41	(削除)	② 敷地内禁煙等		② <u></u> 敷地内禁煙等	整備指針の改正に
41 42	(日川水)	製地内禁煙等 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取	<u>(日小水)</u>	<u>② </u>	登開指針の以上に 伴うもの
42					十 ノ もり
		ソ州出いてつ。		対策を実施していること。	
44 45	3 診療実績	2 診療実績			拠点病院等が多く
40	0 砂凉大惧	4 心冰大惧			派売が近寺が多く

 当該がん医療圏のがん患者を一定程度診療していること。 4 人材育成等 必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携 拠点病院と連携する等により、IIの4に定める要件を満たすこと。 	1 <u>4</u> <u>人材育成等</u>	3 研修の実施体制	ある地域では難しいため求めない
3 4 4 人材育成等 3 研修の実施体制 5 必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携 4 機点病院と連携する等により、IIの4に定める要件 3 で満たすこと。	<u>4</u> 人材育成等	3 研修の実施体制	いため求めない
 4 人材育成等 5 必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携 6 拠点病院と連携する等により、IIの4に定める要件を満たすこと。 	<u>4</u> <u>人材育成等</u>	3 研修の実施体制	
 5 必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携 6 拠点病院と連携する等により、Ⅱの4に定める要件 7 を満たすこと。 	4 人材育成等	3 研修の美施体制	
6 拠点病院と連携する等により、II の 4 に定める要件 7 を満たすこと。			
7 を満たすこと。			
8 <上記規定> 9 4 人材育成等			
10 (1)自施設において、2に掲げる診療体制 (新設)	(1) 自施設において、2に掲げる診療	(新設)	整備指針に合わせ
11	体制その他要件に関連する取組のた	(A)TEX)	て新設
12 な人材の確保や育成に積極的に取り組む	めに必要な人材の確保や育成に積極		C707 BX
13 こと。特に、診療の質を高めるために必要	的に取り組むこと。特に、診療の質		
14 な、各種学会が認定する資格等の取得につ	を高めるために必要な、各種学会が		
15 いても積極的に支援すること。また、広告	認定する資格等の取得についても積		
16 可能な資格を有する者のがん診療への配	極的に支援すること。また、広告可		
17 置状況について積極的に公表すること。	能な資格を有する者のがん診療への		
18	配置状況について積極的に公表する		
	<u>こと。</u>		
20	(-) + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	(Jacob D.)	+1.441.441
21	(2)病院長は、自施設においてがん医	(新設)	整備指針に合わせ
22 携わる専門的な知識及び技能を有する医 既然の専門性及び活動実績祭を実現的に	療に携わる専門的な知識及び技能を		て新設
23 師等の専門性及び活動実績等を定期的に 24 評価し、当該医師等がその専門性を十分に	有する医師等の専門性及び活動実績 等を定期的に評価し、当該医師等が		
25 発揮できる体制を整備すること。	その専門性を十分に発揮できる体制		
26	を整備すること。		
	CIEVIII / O C C 6		
28 (3)「がん等の診療に携わる医師等に対す 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和	コケア (3) 自施設に所属する臨床研修医及び	自施設に所属する臨床研修医及び1年	整備指針の改正に
29 る緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年 研修会の開催指針」(平成29年12月1日付			
30 12月1日付け健発1201第2号厚生労働省 1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)	に準 に携わる医師・歯科医師が、常勤・	科医師が、常勤・非常勤を含めて、「がん	
31 健康局長通知の別添)に準拠し、当該がん 拠し、当該医療圏においてがん医療に携わる	E師を 非常勤を含めて、「がん等の診療に携	診療に携わる医師に対する緩和ケア研修	
32 医療圏においてがん診療に携わる医師を 対象とした緩和ケアに関する研修を都道府場			
33 対象とした緩和ケアに関する研修を、都道 議の上、開催すること。また、自施設に所属で	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
34 府県と協議の上、開催すること。また、自 床研修医及び1年以上所属するがん診療に対			
35 施設の長、および自施設に所属する臨床研 医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を			
36 修医及び1年以上自施設に所属するがん し、受講率を報告すること。なお、研修修了			
37 診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を いて、患者とその家族に対してわかりやすく 38 修了する体制を整備し、受講率を現況報告 供すること。			
38 16	報告すること。また、医師・歯科医 師と協働し、緩和ケアに従事するそ		
40 医師と協働し、緩和ケアに従事するその他	の他の診療従事者についても受講を		
41 の診療従事者についても受講を促すこと。	促すこと。なお、研修修了者につい		
42 なお、研修修了者について、患者とその家	て、患者とその家族に対してわかり		
43 族に対してわかりやすく情報提供するこ	やすく情報提供すること。		
44 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
45			

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	(4)連携する地域の医療施設におけるがん	(新設)	(4) 連携する地域の医療施設における	(新設)	整備指針に合わせ
2	診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関		がん診療に携わる医師に対して、緩		て新設
3	する研修の受講勧奨を行うこと。		和ケアに関する研修の受講勧奨を行		
4			<u>うこと。</u>		
5	(5)(3)のほか、当該がん医療圏におい	(新設)			地域がん診療病院
6	て顔の見える関係性を構築し、がん医療の				は国庫補助を受け
7	質の向上につながるよう、地域の診療従事				られるが協力病院
8	者を対象とした研修やカンファレンスを				は受けられないた
9	定期的に開催すること。				め求めない
10					
11	(6) 自施設の診療従事者等に、がん対策の	(新設)	(5) 自施設の診療従事者等に、がん対	(新設)	整備指針に合わせ
12	目的や意義、がん患者やその家族が利用で		策の目的や意義、がん患者やその家		て新設
13	きる制度や関係機関との連携体制、自施設		族が利用できる制度や関係機関との		
14	で提供している診療・患者支援の体制につ		連携体制、自施設で提供している診		
15	いて学ぶ機会を年1回以上確保している		療・患者支援の体制について学ぶ機		
16	こと。なお、自施設のがん診療に携わる全		会を年1回以上確保していること。		
17	ての診療従事者が受講していることが望		なお、自施設のがん診療に携わる全		
18	ましい。		ての診療従事者が受講していること		
19			<u>が望ましい。</u>		
20					
21	(7)院内の看護師を対象として、がん看護	(新設)	(6)院内の看護師その他の診療従事者	(新設)	整備指針に合わせ
22	に関する総合的な研修を定期的に実施す		を対象として、各々の専門に応じた		て新設
23	ること。また、他の診療従事者についても、		研修を定期的に実施するまたは、他		
24	各々の専門に応じた研修を定期的に実施		の施設等で実施されている研修に参		
25	するまたは、他の施設等で実施されている		<u>加させること。</u>		
26	研修に参加させること。				
27					
28	(8) 医科歯科連携による口腔健康管理を推	(新設)			歯科医師がいない
29	進するために、歯科医師等を対象とするが				協力病院も多いた
30	ん患者の口腔健康管理等の研修の実施に				め求めない
31	協力すること。				
32					
33 5	相談支援及び情報の収集提供	4 相談支援・情報提供・院内がん登録	<u>5</u> 相談支援・情報提供・院内がん登録	4 相談支援・情報提供・院内がん登録	現状の方が分かり
34		(1) がん相談支援センター			やすいため、改正
35		① 国立がん研究センターによる研修を修了した専			しない
36		従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置			
37		すること。当該者のうち、1名は相談員基礎研修			
38		(1)、 (2) を、もう1名は基礎研修 (1) ~ (3)			
39		を修了していること。			
40					
41		② グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携			
42		と役割分担によりⅡの4の(1)に規定する相談支			
43		援業務を行うこと。			
44		<上記規定>			
45	(1) がん相談支援センター	(1) がん相談支援センター	(1) がん相談支援センター	(1) がん相談支援センター	

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1 2 3 4 5 6 7 8 9	がん相談支援センターを設置し、①、②の体制を確保した上で、グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担によりⅡの5の(1)の③から⑧に規定する相談支援業務を行うこと。	相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。)を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、当該部門においてアからチまでに掲げる業務を行うこと。(項目内で移動)	相談支援を行う機能を有する部門 (以下「相談支援センター」という。 なお、病院固有の名称との併記を認め た上で、必ず「がん相談支援センター」 と表記すること。)を設置し、①から⑨ 体制を確保した上で、がん患者や家族 等が持つ医療や療養等の課題に関して アからチまでに掲げる相談支援業務を 行うこと。	相談支援を行う機能を有する部門 (以下「相談支援センター」という。 なお、病院固有の名称との併記を認め た上で、必ず「がん相談支援センター」 と表記すること。)を設置し、①から⑧ の体制を確保した上で、当該部門にお いてアからチまでに掲げる業務を行う こと。(項目内で移動)	
10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。当該者のうち、1名は相談員基礎研修(1)、(2)を、もう1名は基礎研修(1)から(3)を修了していること。 ② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。 <上記規定> ③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。 (削除)	① 国立がん研究センターがん対策情報センター(以下「がん対策情報センター」という。)による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)~(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。 (新設) ② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。 ③ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場が表別での協議を行い、都道府県協議会等の場がの協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県協議会等の場がの関で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保する	① 国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)、(2)、または千葉県がんセンターが都道府県がん診療連携拠点病院として実施すること。 ② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、千葉県がんセンターが都道府県がん診療連携拠点病院として実施する相談支援員研修等により定期的な知識の更新に努めること。 ③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内のがん患者及びその対を関するは、対心の対応を整備すること。なお対しては、がん診療連携拠点病院等の相談支援とシターと連携協力して相談支援業務を行うこと。	 ① 国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)、(2)、または千葉県がんセンターが都道府県がん診療連携拠点病院として実施する相談支援員研修を修了した相談支援に携わる者を1人以上配置すること。 ② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内のがん患者及びその家族からのがんに関する相談等に対応する体制を整備すること。なお、自施設での対応が困難な相談に対しては、がん診療連携拠点病院等の相談支援センターと連携協力して相談支援業務を行うこと。 	整備指針に合わせて新設(受講枠が限られていることがある。受講するが後を都道府県拠点の研修に緩和)
37 38 39 40 41 42 43 44 45	④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む)することができる体制を整備することが	こと。	④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。 ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含	④ 相談支援センターについて周知するため、外来初診時等に主治医等から、がん患者及びその家族に対し、相談支援センターについて説明する等、診断初期の段階から相談支援センターの周知が図られる体制を整備すること。	

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【I日】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1 2	望ましい (*)。		<u>む)することができる体制を整備</u> <u>することが望ましい。</u>		
3 4 5 6	イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。	(新設)	イ 治療に備えた事前の面談や準備 のフローに組み込む等、診療の経 過の中で患者が必要とするとき に確実に利用できるよう繰り返	(新設)	整備指針に合わせて新設
7 8 9 10 11 12	ウ 院内の見やすい場所にがん相談支援セ ンターについて分かりやすく掲示するこ と。	(移動) なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨や、相談支援センターの場所、対応可能な時間帯についての掲示をする等、相談支援センターについて積極的に周知すること。	<u>し案内を行うこと</u> 。 <u>ウ</u> 院内の見やすい場所にがん相談 支援センター <u>について分かりや</u> <u>すく</u> 掲示すること。	(移動) <u>なお、</u> 院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨や、相談支援センターの場所、対応可能な時間帯についての掲示をする等、相談支援センターについて積極的	整備指針の改正に伴うもの
13 14 15 16 17 18	エ 地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の 関係機関に対し、がん相談支援センターに 関する広報を行うこと。また、自施設に通 院していない者からの相談にも対応する こと。	イ 地域の医療機関に対し、相談支援センターに関する広報を行うこと。また、地域の 医療機関からの相談依頼があった場合に 受け入れ可能な体制を整備することが望ましい。	エ 地域の住民や医療・在宅・介護 福祉等の関係機関に対し、がん相 談支援センターに関する広報を 行うこと。また、自施設に通院し ていない者からの相談にも対応	<u>に周知すること。</u>	整備指針に合わせて新設
20 21 22	オ がん相談支援センターを初めて訪れた 者の数を把握し、認知度の継続的な改善に 努めること。	(新設)	すること オ がん相談支援センターを初めて 訪れた者の数を把握し、認知度の 継続的な改善に努めること。	(新設)	整備指針に合わせて新設
23 24 25 26 27 28 29 30 31	⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有すること。	⑤ 相談支援センターの業務内容について、 相談者からフィードバックを得る体制を 整備することが望ましい。	⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、千葉県がん診療連携協議会で報告し、他施設とも情報共有すること。	⑤ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。	
32 33 34 35 36 37 38 39	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて速 やかに院内の診療従事者が対応できるよ う、病院長もしくはそれに準じる者が統括 するなど、がん相談支援センターと院内の 診療従事者が協働する体制を整備するこ と。	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて院 内の医療従事者が対応できるように、相談 支援センターと院内の医療従事者が協働 すること。	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備すること。	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるように、相談支援センターと院内の 医療従事者が協働すること。	
40 41 42 43 44 45	⑦ がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、IVの2の(4)に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。	⑦ 相談支援センターの支援員は、IVの2の (3)に規定する当該都道府県にある都道 府県拠点病院が実施する相談支援に携わ る者を対象とした研修を受講すること。	<u>(削除)</u>	⑦ 相談支援センターの支援員は、千葉県がんセンターが都道府県がん診療連携拠点病院として実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。 (移動)	② (p. 21) で規定

1 2 3	(削除)				
2 3		⑧ 地域がん診療病院とグループ指定を受	⑦ 相談支援について、千葉県がん診療	③ 相談支援について、千葉県がん診	協力病院の相談支
3		ける場合には、連携協力により相談支援を	連携協議会の場での協議を行い、が	療連携協議会の場での協議を行い、	援体制維持のため
		行う体制を整備すること。	ん診療連携拠点病院等との間で情報	がん診療連携拠点病院等との間で情	引き続き規定
4			共有や役割分担を含む協力体制の構	報共有や役割分担を含む協力体制の	
5			築を行う体制を確保すること。	構築を行う体制を確保すること。	
6			⑧ 出張相談等、千葉県がん診療連携協	⑧ 出張相談等、千葉県がん診療連携	
7			議会が実施する事業に積極的に参加	協議会が実施する事業に積極的に参	
8			すること。	加すること。	
9		(移動)			
10	⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体	キ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語	⑨ がん患者及びその家族が心の悩み	(新設)	整備指針に併せて
11	験等を語り合うための患者サロン等の場	り合うための場を設けることが望ましい。	や体験等を語り合うための患者サロ		新設(サロンの設
12	を設けること。その際には、一定の研修を		ン等の場を設けることが望ましい。		置について、実情
13	受けたピア・サポーターを活用する、もし		その際には、一定の研修を受けたピ		を踏まえ緩和)
14	くは十分な経験を持つ患者団体等と連携		ア・サポーターを活用する、もしく		
15	して実施するよう努めること。なお、オン		は十分な経験を持つ患者団体等と連		
16	ライン環境でも開催できることが望まし		携して実施するよう努めること。な		
17	<i>V</i> ′₀		お、オンライン環境でも開催できる		
18			ことが望ましい。また、自施設に患		
19			者サロンの場等を設置しない場合		
20			は、ピアサポーターズサロンちばの		
21			開催や患者会・拠点病院等の患者サ		
22			ロンの情報提供すること。		
23		〔相談支援センターの業務〕	<相談支援センターの業務>	<相談支援センターの業務>	
24	(削除)	以下に示す項目については自施設において	以下に示す項目については、がん診療	以下に示す項目については、がん診療	
25		提供できるようにすること。	連携拠点病院等との連携により、自施設	連携拠点病院等との連携により、自施設	
26			において提供できるようにすること。	において提供できるようにすること。	引き続き規定
27		アがんの病態や標準的治療法等、がんの治	アがんの病態や標準的治療法等、	アがんの病態や標準的治療法等、	
28		療に関する一般的な情報の提供	がんの治療に関する一般的な情報	がんの治療に関する一般的な情報	
29			の提供	の提供	
30		イ がんの予防やがん検診等に関する一般	イがんの予防やがん検診等に関す	イがんの予防やがん検診等に関す	
31		的な情報の提供	る一般的な情報の提供	る一般的な情報の提供	
32		ウ 自施設で対応可能ながん種や治療法等	ウ 自施設で対応可能ながん種や治	ウ 自施設で対応可能ながん種や治	
33		の診療機能及び、連携する地域の医療機関	療法等の診療機能及び、連携する地はの原味機関は関わる様型の担保	療法等の診療機能及び、連携する地	
34		に関する情報の提供	域の医療機関に関する情報の提供	域の医療機関に関する情報の提供	
35		エーセカンドオピニオンの提示が可能な医	エーセカンドオピニオンの提示が可	エーセカンドオピニオンの提示が可	
36		師や医療機関の紹介	能な医師や医療機関の紹介	能な医師や医療機関の紹介	
37		オがん患者の療養生活に関する相談	オがん患者の療養生活に関する相談	オがん患者の療養生活に関する相談	
38		カ 就労に関する相談(産業保健総合支援セ	カー就労に関する相談(産業保健総	カー就労に関する相談(産業保健総	
39		ンターや職業安定所等との効果的な連携	合支援センターや職業安定所等と	合支援センターや職業安定所等と	
40		による提供が望ましい。)	の効果的な連携による提供が望ま	の効果的な連携による提供が望ま	
41		と 144の医療機関(アン)はフェン 医床の法	しい。)	しい。)	
42		キ 地域の医療機関におけるがん医療の連	キ地域の医療機関におけるがん医療の連携を力は制の東京に関する	キ地域の医療機関におけるがん医療の事権はもは関の事務関の事権はも	
43		携協力体制の事例に関する情報の収集、提	療の連携協力体制の事例に関する	療の連携協力体制の事例に関する	
44		供 カーファ パラ D エ トフ 叶 バ) フ z パー ナ 味 バ ー	情報の提供	情報の提供	
45		ク アスベストによる肺がん及び中皮腫に	ク アスベストによる肺がん及び中	ク アスベストによる肺がん及び中	

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1		関する相談	皮腫に関する相談	皮腫に関する相談	
2		ケ HTLV-1関連疾患であるATLに	ケ HTLV-1関連疾患であるA	ケ HTLV-1関連疾患であるA	
3		関する相談	TLに関する相談	TLに関する相談	
4		コ 医療関係者と患者会等が共同で運営す	コ 医療関係者と患者会等が共同で	コ 医療関係者と患者会等が共同で	
5		るサポートグループ活動や患者サロンの	運営するサポートグループ活動や	運営するサポートグループ活動や	
6		定期開催等の患者活動に対する支援	患者サロンの定期開催等の患者活	患者サロンの定期開催等の患者活	
7			動に関する情報の提供	動に関する情報の提供	
8		サ 相談支援に携わる者に対する教育と支	サ 相談支援に携わる者に対する支	サ 相談支援に携わる者に対する支	
9		援サービス向上に向けた取組	援サービス向上に向けた取組	援サービス向上に向けた取組	
10		シ その他相談支援に関すること	シ その他相談支援に関すること	シ その他相談支援に関すること	
11		以下に示す項目については自施設での提供	以下に示す項目については自施設で	以下に示す項目については自施設で	
12		が難しい場合には、適切な医療機関に紹介す	の提供が難しい場合には、適切な医療	の提供が難しい場合には、適切な医療	
13		ること。	機関に紹介すること。	機関に紹介すること。	
14		ス がんゲノム医療に関する相談	ス がんゲノム医療に関する相談	ス がんゲノム医療に関する相談	
15		セ 希少がんに関する相談	セ 希少がんに関する相談	セ 希少がんに関する相談	
16		ソ AYA世代にあるがん患者に対する治	ソ AYA世代にあるがん患者に対	ソ AYA世代にあるがん患者に対	
17		療療養や就学、就労支援に関する相談	する治療療養や就学、就労支援に	する治療療養や就学、就労支援に	
18			関する相談	関する相談	
19		タ がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖	タ がん治療に伴う生殖機能の影響	タ がん治療に伴う生殖機能の影響	
20		機能の温存に関する相談	や、生殖機能の温存に関する相談	や、生殖機能の温存に関する相談	
21		チ その他自施設では対応が困難である相	チ その他自施設では対応が困難で	チ その他自施設では対応が困難で	
22		談支援に関すること	ある相談支援に関すること	ある相談支援に関すること	
23		※ 業務内容については、相談支援センタ	※ 業務内容については、相談支	※ 業務内容については、相談支	
24		ーと別部門で実施されることもあるこ	援センターと別部門で実施され	援センターと別部門で実施され	
25		とから、その場合にはその旨を掲示し必	ることもあることから、その場	ることもあることから、その場	
26		要な情報提供を行うこと。	合にはその旨を掲示し必要な情	合にはその旨を掲示し必要な情	
27			報提供を行うこと。	報提供を行うこと。	
28					
29	(2) 院内がん登録	(2) 院内がん登録	(2) 院内がん登録	(2) 院内がん登録	
30	① 院内がん登録の実施に係る指針に即して院内が	① がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律	① 院内がん登録の実施に係る指針に	① がん登録等の推進に関する法律	整備指針の改正に
31	ん登録を実施すること。	第 111 号)第 44 条第 1 項の規定に基づき定められ	即して院内がん登録を実施するこ	(平成25年法律第111号)第4	伴うもの
32		た、院内がん登録の実施に係る指針(平成 27 年厚	<u>と。</u>	4条第1項の規定に基づき定められ	
33		生労働省告示第470号) に即して院内がん登録を実		た、院内がん登録の実施に係る指針	
34		施すること。		(平成27年厚生労働省告示第47	
35				0号)に即して院内がん登録を実施	
36				すること。	
37		② 院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明	(削除)	② 院内がん登録に係る実務に関する	
38	(II 174.)	確にすること。当該病院の管理者又はこれに準ずる		責任部署を明確にすること。当該病	伴うもの
39	(削除)	者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等か		院の管理者又はこれに準ずる者を長	
40		ら構成され、当該病院における院内がん登録の運用		とし、医師、看護師及び診療情報管	
41		上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行		理士等から構成され、当該病院にお	
42		う機関を設置すること。		ける院内がん登録の運用上の課題の	
43				評価及び活用に係る規定の策定等を	
44				行う機関を設置すること。	#6## 16 611
45	② 国立がん研究センターが実施する研修で認定を	③ 国立がん研究センターが実施する研修で認定を	② 国立がん研究センターが実施する	③ 国立がん研究センターが実施する	整備指針の改正に

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を	受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を	研修で認定を受けている、院内がん	研修で認定を受けている、院内がん	伴うもの
2	1人以上配置すること。 認定については、中級認定	1人以上配置すること。認定については、中級認定	登録の実務を担う者を1人以上配置	登録の実務を担う者を1人以上配置	
3	者とされている認定を受けることが望ましい。	者とされている認定を受けることが望ましい。ま	すること。認定については、中級認	すること。認定については、中級認	
4		た、配置された者は国立がん研究センターが示すが	定者とされている認定を受けること	定者とされている認定を受けること	
5		ん登録に係るマニュアルに習熟すること。	が望ましい。	が望ましい。また、配置された者は	
6				国立がん研究センターが示すがん登	
7				録に係るマニュアルに習熟するこ	
8				<u>Ł.</u>	
9	(削除)	④ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研	③ 院内がん登録の登録様式について	④ 院内がん登録の登録様式について	
10		究センターが提示する院内がん登録に係る標準様	は、国立がん研究センターが提示す	は、国立がん研究センターが提示す	維持のために引き
11		式に準拠すること。	る院内がん登録に係る標準様式に準	る院内がん登録に係る標準様式に準	続き規定
12			拠すること。	拠すること。	
13	(削除)	⑤ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認すること。	(削除)	⑤ 適宜、登録対象者の生存の状況を	
14				確認すること。	伴うもの
15	③ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立	⑥ 院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を	④ 院内がん情報等を全国規模で収集	⑥ 院内がん情報等を全国規模で収集	
16	がん研究センターに提供すること。	基にしたがん統計等の算出等を行うため、毎年、国	し、当該情報を基にしたがん統計等	し、当該情報を基にしたがん統計等	
17		立がん研究センターに情報提供すること。	の算出等を行うため、毎年、国立が	の算出等を行うため、毎年、国立が	
18			ん研究センターに <u>予後を含めた</u> 情報	ん研究センターに情報提供するこ	整備指針の改正に
19			を提供すること。	٤.	伴うもの
20	(削除)	⑦ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキ	(削除)	⑦ 院内がん情報を取り扱うに当たっ	
21		ュリティーに関する基本的な方針を定めることが		ては、情報セキュリティーに関する	伴うもの
22		望ましい。		基本的な方針を定めることが望まし	
23	(Altaba A.)		(Male A.)	<u>/ </u>	
24	(削除)	⑧ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の	(削除)	⑧ 院内がん登録を活用することによる	整備指針の改正に
25		実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。		り、都道府県の実施するがん対策等	伴うもの
26				に必要な情報を提供すること。	
27	(3)情報提供・普及啓発				
28 29	Ⅱの5の(3)に定める要件を満たすこと。				
$\begin{vmatrix} 29 \\ 30 \end{vmatrix}$	<上記規定>				
31	(3)情報提供・普及啓発	(3)情報提供・普及啓発	(3)情報提供·普及啓発	(3)情報提供・普及啓発	
32	① 自施設で対応できるがんについて、提供	(3) 情報促送。自及合先 ① 提供可能ながん医療についてわかりやすく患者	(3) 情報促展・盲及合先 ① 千葉県ホームページの「ちば医療」	① 千葉県ホームページの「ちば医療	
33	可能な診療内容を病院ホームページ等で	に広報すること。	なび」への登録など、県民に対して	なび」への登録など、県民に対して	
34	わかりやすく広報すること。また、希少が		診療機能、診療実績等の情報を提供	診療機能、診療実績等の情報を提供	
35	ん、小児がん、AYA世代のがん患者への		すること。	すること。	
36	治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)や		7 0 - 0	7 0 - 0	
37	がんゲノム医療についても、自施設で提供				
38	できる場合や連携して実施する場合はそ				
39	の旨を広報すること。なお、大規模災害や				
40	感染症の流行などにより自院の診療状況				
41	に変化が生じた場合には、速やかに情報公				
42	開をするよう努めること。				
43	= , - , , , = = = 0				
44	② 当該がん医療圏内のがん診療に関する	② グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院名			地域がん診療病院
45	情報について、病院ホームページ等でわか	やその連携内容、連携実績等についてホームペー			は国庫補助を受け
<u> </u>					

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	りやすく広報すること。特に、我が国に多	ジ、パンフレット等でわかりやすく公表すること。			られるが協力病院
2	いがんの中で、自施設で対応しない診療内				は受けられないた
3	容についての連携先や集学的治療等が終				め求めない
4	了した後のフォローアップについて地域				
5	で連携する医療機関等の情報提供を行う				
6	こと。				
7					
8	③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教	③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめ			地域がん診療病院
9	育、患者向け・一般向けのガイドラインの	とするがんに関する普及啓発に努めること。			は国庫補助を受けられるが協力病院
10	活用法等に関する普及啓発に努めること。				は受けられないた
11 12	④ 参加中の治験についてその対象である	(新設)			め求めない
13	がんの種類及び薬剤名等を広報すること。	(村成)			めぶめない 研究に係る項目で
14	が心が性類及び発用力等で四報すること。				あるため求めない
15	⑤ 患者に対して治験も含めた医薬品等の	(新設)			研究に係る項目で
16	臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関	(A)[EX)			あるため求めない
17	する適切な情報提供を行うとともに、必要				07070000
18	に応じて適切な医療機関に紹介すること。				
19					
20	⑥ がん教育について、当該がん医療圏にお	④ がん教育について、当該医療圏における学校や職	② がん教育について、当該医療圏に	② がん教育について、当該医療圏に	整備指針の改正に
21	ける学校や職域より依頼があった際には、	域より依頼があった際には、外部講師として医療従	おける学校や職域より依頼があった	おける学校や職域より依頼があった	
22	外部講師として診療従事者を派遣し、がん	事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発	際には、外部講師として医療従事者		
23	に関する正しい知識の普及啓発に努める	に努めることが望ましい。なお、学校でのがん教育	を派遣し、がんに関する正しい知識	を派遣し、がんに関する正しい知識	
24	こと。なお、がん教育の実施に当たっては、	を実施するに当たっては、児童・生徒へ十分な配慮	の普及啓発に努めることが望まし	の普及啓発に努めることが望まし	
25	児童生徒が当事者である場合や、身近にが	を行うこと。	い。なお、学校でのがん教育を実施	い。なお、学校でのがん教育を実施	
26	ん患者を持つ場合等があることを踏まえ、		するに当たっては、 <mark>児童生徒が当事</mark>	するに当たっては、児童・生徒へ十	
27	対象者へ十分な配慮を行うこと。		者である場合や、身近にがん患者を	分な配慮を行うこと。	
28			持つ場合等があることを踏まえ、対		
29			<u>象者へ</u> 十分な配慮を行うこと。		
30	and the second s	(Intern)			
31	6 臨床研究及び調査研究	(新設)			研究については、
32	(1)政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究への				寺内の確保・育成、
33	協力に努めること。また、それらの研究に対応する				組織体制御整備等
34	窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録する				が必要であり、費
35	こと。 (2) 込験な会な医費日常の監由研究な行る担合は	/±r⇒n\			用負担も大きいた
36 37	(2)治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、 臨床研究コーディネーター(CRC)を配置するこ	(新設)			め求めない
38	臨床研究コーティネーター (CRC) を配直すること。治験を除く医薬品等の臨床研究を行う場合は、				
39	こ。				
40	の広報等に努めること。				
41	TANK OF COLOR				
42	7 医療の質の改善の取組及び安全管理	 5 PDCAサイクルの確保	6 医療の質の改善の取組及び安全管理	 5 PDCAサイクルの確保	 整備指針の改正に
43	(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関す	(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関す	(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域		
44	る実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質に	る実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質に	連携に関する実績や活動状況の他、が		
45	ついて把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共	ついて把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共	ん患者の療養生活の質について把握・	ん患者の療養生活の質について把握・	

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1	有した上で、組織的な改善策を講じること。その際	有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、	評価し、課題認識を院内の関係者で共	評価し、課題認識を院内の関係者で共	
2	には Quality Indicator を利用するなどして、PD	その際にはQIの利用や、第三者による評価、拠点	有した上で、組織的な改善策を講じる	有した上で、組織的な改善策を講じる	
3	CAサイクルが確保できるよう工夫をすること。	病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。	こと。なお、その際には Quality	こと。なお、その際には Quality	
4	!		Indicator (QI) <u>を</u> 利用 <u>するなどして、</u>	Indicator(Q I)の利用や、第三者に	
5	!		<u>PDCAサイクルが確保できるよう</u> 工	よる評価、拠点病院間の実地調査等を	
6	ļ		夫をすること。	用いる等、工夫をすること。	
7	ļ				
8	(削除)	(2)これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中	_(削除)_		整備指針の改正に
9	!	心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域		ん診療連携協議会において情報共有と	伴うもの
10	!	拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有と		相互評価を行うこと。	
11	!	相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやす			
12	ļ	く広報すること。			
13		a Fight A Martin			**/# [60] 67 7)
14	(2)医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制		(2) 医療法等に基づく医療安全にかかる	6 医療に係る安全管理	整備指針の改正に
15	を確保すること。	(1)医療安全管理部門を設置し、病院一体として医	適切な体制を確保すること。	(1) 組織上明確に位置づけられた医療に	伴うもの
16	ļ	療安全対策を講じること。また、当該部門の長とし		係る安全管理を行う部門(以下「医療	
17 18	ļ	て常勤の医師を配置すること。		安全管理部門」という。)を設置し、病 院一体として医療安全対策を講じるこ	
19	!			<u> </u>	
20	ļ			<u>と。また、自該部門の長として希勤の</u> 医師を配置すること。	
$\begin{vmatrix} 20 \\ 21 \end{vmatrix}$	(削除)	 (2)医療安全管理者として(1)に規定する医師に	(削除)	(2) 医療に係る安全管理を行う者(以下)	 整備指針の改正に
22	(איאונע)	加え、常勤の薬剤師及び専従かつ常勤の看護師を配	(H1MV)	「医療安全管理者」という。)として、	伴うもの
23	ļ	置すること。なお、当該薬剤師は専任であることが		専従かつ常勤の医師、薬剤師または看	
24	ļ	望ましい。		護師を1名以上配置すること。	
25	(削除)	(3) 医療安全管理者は医療安全対策に係る研修を受	_(削除)_	(3) 医療安全管理者は医療安全対策に係	 整備指針の改正に
26	(134)339	講すること。	<u> </u>	る研修を受講すること。	伴うもの
27	(3)日本医療機能評価機構の審査等の第三者による	(4)医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況に	(3) 日本医療機能評価機構の審査等の第	(4) 医療に係る安全管理の体制及び取り	
28	評価を受けていることが望ましい。	ついて、第三者による評価や拠点病院間での実地調		――――――――――――――――――――――――――――――――――――	整備指針の改正に
29	ļ	査等を活用することが望ましい。	<u>ましい。</u>	や拠点病院間での実地調査等を活用す	伴うもの
30	ļ			ることが望ましい。	
31	(削除)	(5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の	(削除)	(5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用	整備指針の改正に
32	ļ	適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用			伴うもの
33	ļ	いた医療を提供する場合については、以下の体制を		難度新規医療技術を用いた医療を提供	
34	ļ	整備すること。		する場合については、以下の体制を整	
35				備することが望ましい。	
36	(削除)	① 当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性につい	<u>(削除)</u>	① 当該医療の適応の安全性や妥当	
37	1	て検討するための組織(倫理審査委員会、薬事委員		性、倫理性について検討するための	伴うもの
38	1	会等)を設置し、病院として事前に検討を行うこと。		組織(倫理審查委員会、薬事委員会	
39	1			等)を設置し、病院として事前に検	
40	/本山区へ/	○ 東治校科な行い 承認された医療を担併する際に	(本山区)	<u>討を行うこと。</u>	動機性をしかったでき
41	(削除)	② 事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での	<u>(削除)</u>		整備指針の改正に伴うもの
42 43	1	は、思有・多族に対し週別な説明を行い、音画での 同意を得た上で提供すること。		を提供する際には、患者・家族に対 し適切な説明を行い、書面での同意	THリもり
43	1	四息で付に上し延供りること。		<u>し週別な説明を行い、青山での同息</u> を得た上で提供すること。	
45	(削除)	 ③ 提供した医療について、事後評価を行うこと。	(削除)	③ 提供した医療について、事後評価	整備指針の改正に
40	(日) 尓/	── 此所しに凶尽に プ゚し、ず及げЩを11 / こ 0。		<u> </u>	正川川川川八以上(こ

行	拠点病院整備指針(R4.8)【新】	拠点病院整備指針(H30.8)【旧】	協力病院指定要綱(案)【新】	協力病院指定要綱【現】	備考
1				<u>を行うこと。</u>	伴うもの
2	(削除)	(6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者か	_(削除)_	(6)医療安全のための患者窓口を設置し、	整備指針の改正に
3		らの苦情や相談に応じられる体制を確保すること。		患者からの苦情や相談に応じられる体	伴うもの
4				制を確保すること。	
5					
6			第5 千葉県への協力	第5 千葉県への協力	
7			協力病院は、千葉県が実施するがん対策事	協力病院は、千葉県が実施するがん対策事	
8			業について協力すること	業について協力すること。	